

第十三回 参議院法務委員会會議録第六十一号

昭和二十七年六月二十日(金曜日)午前十一時十二分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

加藤 武徳君

左藤 義詮君

玉柳 實君

長谷山 行毅君

岡部 常君

中山 福蔵君

内村 清次君

吉田 法晴君

羽仁 五郎君

衆議院議員

政府委員

法務政務次官

法務府法制意

見第四局長

法務府民事局長

事務局長

常任委員

會專門員

會專門員

最高裁判所長

官代理者(事務局長)

最高裁判所長

官代理者(事務局長)

最高裁判所長官
代理者(事務局長) 岸 盛二君
局刑事局長

本日の會議に付した事件

○法廷等の秩序維持に関する法律案
(衆議院提出)

○理事(伊藤修君) それではこれより
法務委員会を開きます。

○先ず法廷等の秩序維持に関する法律
案を議題に供します。前回に引続き質
疑を継続いたします。

○吉田法晴君 先般提案理由の説明以
来、なおこの法律を必要とするに至つ
た事実について若干お伺いをしたので
ありますが、外国の立法例においては
どういふことになつておりますか、伺
うことができれば御教示願います。

○政府委員(野本新一君) 外国の立法
例の若干についてはお手許に資料とし
て差上げてございます。そのうちこの
法案の修正前のもので、即ち最初議員提
案として衆議院の法務委員会に提出し
ました裁判所侮辱制裁法という形のも
のについては、アメリカの各州のもの
と連邦のものとの大体の解説を簡単にこ
こに書き抜かしてございます。これを
を極くかいつまんで申し上げますと、裁判
所は民主主義国家におきましては法律
を具體的に宣明する使命を有するもの
でありまして、裁判所の権威というも
のは結局は法律の権威に通ずるもので
ありまして、裁判の機能が円滑に行わ
れなければ国民の権利の擁護はできな
いわけでありまして、それでありまして
で、英米のほうの裁判所においては、裁

判所侮辱制裁法というふうなコンテン
プト・オブ・コートという制度がござ
います。併しながらこれは英米の古
い歴史に基くものでありまして、その
範圍は非常に広いものであります。こ
れはいわゆる直接侮辱と間接侮辱と分
れておりまして、直接侮辱と申します
のは、大体今度の法廷等の秩序維持に
関する法律案に盛つてあるところと実
質的には一致するわけでありまして、
そのほかの裁判所又は裁判官の命令に
従わないやうなもの、或いは法廷の
外、社会において新聞紙等において裁
判所を侮辱するもの、そういうものも
広く処罰の対象になつておるのが英米
のコンテンプト・オブ・コート。併し
ながら今度の法案におきましては、そ
のうちの一番狭い、いわゆる直接侮辱の
實質に當るやうなものが今ここに取上
げられておるものと考へられるわけで
あります。又これを大陸法のほうに見
ましても、例えばこれもお手許にたし
か資料が差上げてあるはずであります
が、(吉田法晴君「ない」と述ぶ)ド
イツの裁判所法におきましては、法廷
においてその裁判所の審理を妨害した
りする、そういうやうなものにつきま
しては、裁判官が直ぐその場で秩序罰
を科する、そういうやうな制度になつ
ておるわけでありまして、そうしてこ
れは日本の旧裁判所構成法においても、
その制度は取入れられておつたわけで
あります。旧裁判所構成法を廃して
裁判所法に作り替へる際に大陸法的に
裁判官がその場で処罰できるといふ制

度を取入れなかつたし、又英米流の
コンテンプト・オブ・コートという制
度も新らしいものも裁判所法には採用
せられなかつたわけでありまして、そ
こに一つの裁判所制度としての欠陥があ
つたのではないかと思ふのでありまし
て、今度の法案は、その当然あるべき
に欠けておつたところを補う意味が
一つあるものと存するわけでありま
す。そこで今度の法廷等の秩序維持に
関する法律案に盛られておる狙いな
り、實質の内容なりにつきましては、
大体只今申上げたやうに、大陸法系の
法律制度におきましては、又英米法系
のコンテンプト・オブ・コートの制度
におきましては、大体この法案に盛ら
れておる程度のこととは両方にあるわけ
でありまして、この法案で考へている
ところも、日本の社会の特殊事情に
応じた特殊な制度であるわけではない
のでありまして、やはり先進国に共通
な制度の一つをここに取入れた、そう
いうことにならうかと存する次第であ
ります。

○吉田法晴君 実は手許に御説明にな
りましたやうな資料がないのでありま
すが、直接侮辱罪について米国の判例
を収集したものが盛られてあります
が、今のお話はこの資料によります直
接侮辱について御説明があつたのだと
思ひます。又大陸法系についても秩序
罰としてお話になりましたが、お話の
通りに今御説明になりましたものの中
には、旧裁判所構成法、現在の裁判所
法ですか、その中にありますもの、そ

れから最近法廷の秩序維持のために警
官の協力を得るといつたやうな措置が
講ぜられておる實質的なもの、そうい
うものと、この法律案の中に書かれて
おりますものと御説明は実は一緒にな
つておつたやうな感じがするのであり
ますが、そういうものを分けて一つも
う少し御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(野本新一君) 只今の説明
を補充いたします。現在の裁判所法に
おきましては、裁判所の裁判が円滑に
行われるというのを担保するために
おきまして第七十一条以下に若干の規
定がおかれておるわけでありまして。七
十一条は、「法廷における秩序の維持
は、裁判長又は開廷をした一人の裁判
官がこれを行ふ」といふこととなつて
おる。このやうな「裁判長又は開廷をし
た一人の裁判官は、法廷における裁判
所の職務の執行を妨げ、又は不当な行
状をする者に対し、退廷を命じ、その
他法廷における秩序を維持するのに必
要な事項を命じ、又は処置を執ること
ができる」といふことになつてしま
つて、いわゆる法廷警察権なるものをこ
こに規定しておるわけでありまして、こ
れに第七十一条の二におきまして、こ
れは只今お言葉の中にもありましたや
うに、裁判長又は開廷をした一人の裁判
官は一定の場合には、即ち法廷におけ
る秩序を維持するため必要があると認
める場合には警察官等の派遣を要求す
ることができるといふ規定があるわけ
であります。そうして第七十三条にお
きまして、先ほど申し上げました七十

一

第四部

法務委員会會議録第六十一号

昭和二十七年六月二十日

【参議院】

条に基く裁判長等の命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨けた者は、「これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は千円以下の罰金に処する」というようなことの規定がありまして、これはいわゆる審判妨害罪と称しておるものであります。これだけの規定があるわけでありまして、このうち最初に申上げました第七十一条は、いわゆる法廷警察権を規定したものであります。ここでは裁判長等は法廷の秩序を維持するために退廷を命じたり、或いはその他の命令をすることができるといふ権限があるのみでありまして、直ちにその場で秩序を乱した者に対して制裁を科するといふことは、ここではそういう権限は与えられておらないわけでありまして、第七十一条の二も、これは単に警察官の応援を求めて秩序違反の行為がないように警戒するといふだけのことであります。第七十三条の審判妨害罪は、これは純然たる犯罪として規定したものであります。仮にこれに該当する者があつても、検察官の起訴があり、普通の刑事訴訟法の手続によつて罰せられるか、罰せられないかが決定せられるわけでありまして、ところが今度の法廷等の秩序維持に関する法律案の狙ひといたしましては、只今申上げました裁判所法に規定してある制度のほかに、裁判所又は裁判官が法廷等事件について審判その他の手続をするに際しまして、その裁判所の面前その他直接に知ることが出来る場所その他の職務の執行を妨けたり、或いは秩序維持のために命じた事項を行わなかつたりするような場合に秩序罰の制裁を科する権限を裁判所に与えようとするものであります。

これは検事の起訴を要しない。即ち裁判所がみずからの発意によつてやれるという点について、現在のいわゆる審判妨害罪とちよつと違ひまして、非常に何と申しましようか、時宜に際して適切な処置をとることが出来るような建前になつてゐるわけでありまして、而してこの法案に盛り込まれた、即ち裁判所がその場で或る程度の秩序罰を科し得るというところは、先ほどもしばしば申上げましたように、英米法系のコンテンツ・オブ・コートのうち、いわゆる直接侮辱に制裁を科する、その思想と通ずるものがあり、又大陸法系、例えばドイツの裁判所構成法とか、日本の旧裁判所構成法において裁判所が一定限度の秩序罰を科し得るその思想と相通するものであります。まさに裁判所制度に当然あるべきもので、而も現在の裁判所法に欠けてゐるもの、その間隙をここで埋めるというふうになるものじやないかと存する次第であります。

○審判法諸君 御説明を聞いておりますと、旧裁判所構成法の中には、手続に頂いておられますが、百九条その他に規定があつた。それを残された。なお外国の立法にもコンテンツ・オブ・コートなり、或いは大陸法の秩序罰に関する規定等があつて、新しい裁判所法にはないから、それを作ると、こゝういふ大體の御説明を申されましたが、先ほどお尋ねをいたしました、英米なり或いは大陸法系で御説明になりましたのは、裁判所構成法にない部分だけについて御説明になつたのであります。これは裁判所法によつても一部分はある。ただ裁判所が面識における行為についての秩序を維持する方法或いは秩序罰がない、こゝういふ御説明であつたかと思つておりますが、これは現在の裁判所法だけで行けないかどうかという実体論に關連を持つて参ると思つたのであります。外国の例も多少疑問が残りますけれども、一応その点でお尋ねをいたしますと、先般の委員会でも御説明があつた。それから衆議院の法務委員会の速記録等を拜見をいたしました。裁判官の法の權威でなくして實質上の權威と言ひますか、或る場合には若し裁判所がたゞ運用をしておられて、この裁判所法で或いは行けたのではないかとつたような事例も考えられます。それから或いは七十一條の二の条文でやれてゐる場合もあるわけですね。折角裁判所構成法と、それから新しい裁判所法との違ひを元に戻すといふことにつきましては、一応それだけの十分の理由がなければならぬかと考へるのであります。そうすると、新しい裁判所法によつてどうしても運用ができないのだ、この点をもう少し御説明を頂かないと納得が行きかねるわけでありまして、その辺をもう少し御説明を願ひたい。

○政府委員(野本新一郎) 私から一応御説明申上げまして、なお具體的の点で足りない点がありまして、裁判所のほうから補充して頂きたいと思ひます。成るほど裁判所法に、先ほど申上げましたように法廷の秩序を維持し、裁判が円滑に進行できるように若干の手当があるわけでありまして、このうち第七十一條のいわゆる法廷警察権につきましては、これは昔の裁判所構成法にも大體同じような規定があり、裁判所法にもそれを受継いでおるわけでありまして、これは裁判官もこの使用につきましては十分習熟しておるわけでありまして、この規定だけではどうも現在の法廷の實情を見まして、足りないといふことは、裁判官の会同等の研究の結果等を裁判所側から聞きまして、はつきりするわけでありまして、なお一番問題になりますのは、この第七十三條の審判妨害罪、これがあればむしろ裁判所の法廷等の秩序維持に関する法律は要らないのじやないかといふ点が、むしろ一番論点になるようでありまして、実は第七十三條の規定の活用せられたのは、裁判所法ができて以来今日まで三件程度のみでありまして、十分行われていないようでありまして、十分行われていないというならば、それを十分行われないように活用したら足りるじやないかといふのも一つの議論だらうと思ひますが、併しながらか十分行われないのは、やはりそれ相當の理由があるものであります。それはなぜかと言ひますと、今の例えは刑事訴訟法、民事訴訟法も大體新憲法の民主主義の精神を取入れまして、職權主義的のものではなくて、後退して、當事者主義的訴訟形態が強く前面に現れてゐるわけでありまして、従つて刑事訴訟法におきましては、検察官といふものも一面公益の代表者であるといふ立場でありまして、被告人に對しては、當事者といふ性格が昔よりも一層強く出ておるわけでありまして、従ひまして法廷においては、一々騒ぐものに対しては、檢察官が直ぐその場で或いはこれを逮捕せたり、或いは訴追をしたりするといふことは、その騒いだり、或いは法廷の秩序を妨害したりする者が被告人である場合は勿論、被告人でない場合におきま

ても、この當事者としての檢察官の性格に心理的にびつたりしてゐない点があるといふことが一つと、それからそのために檢察官もなかく相手方を追い打ちしてやつつけるといふような氣持になれないといふことが一つ、これがなかなか行われない原因だと思ひます。それからなお一つ、本来の刑事事件をここにやつておる。法廷の秩序といふのはそれから派生した事件であります。その派生した事件が刑事事件になつて、それについて又非常に煩雜な手続きが続いて行くといふことになりまして、そのところは全体としてみますと、本来の事件についての裁判の進行も、裁判全体としてみれば阻害されるというふうなことになるのじやないか、むしろそういう派生的な事件はその場所でも迅速公正に処理して、本来の事件の裁判の進行が公正迅速に行われるようにしたほうがいいのじやないか、そういう考慮もあるわけでありまして、どうも第七十三條といふものは實際の運用の上から行くとにかく行われたいという構造になつておるという關係がありまして、従つてどうも各國の裁判制度にあつて、日本國においてもその裁判制度に欠けておる。いわゆるこの法廷の秩序維持に関する法律の持つておるような手当がやはり必要じやないかといふことになつて、この法律案が提案になつておるものと信するわけでありまして。

○審判法諸君 今の御説明の中にも、また職權主義はできるだけ廢して、當事者主義を原則としてやつて行く、そういう新しい憲法下における裁判所法の建前を、これは法廷秩序の維持といふことであるけれども、崩される

ことになるのではない。或いは裁判所がこの両当事者と、これはまあ被告或いは被告人側になりますけれども、裁判所秩序維持というところで直接対峙して行く、こういうことになる。それが多分でございます。対峙です。対峙して行くという結果になるのじゃないか。そこで一番その点を慮るわけですが、今までのこの法律を必要とするまあ事件の幾つかがあつた。で、破壊活動防止法等によつてたくさん事件が起つて参りますならば、或いは合法的な傍聴とか、或いはいわゆる法廷でこれを争つて行くという点は阻止するわけには参りますまいし、殖えて参る。裁判所が政治問題に直接飛込んで行く。こういうことは避けなきやならん。このじやないかと私は考えるわけであり。ところがそれではどういう法律を作りますと、裁判所が、法廷秩序の維持ということではあるけれども、被告に対して直接対峙をされるという恰好ができて参ることは、裁判所の事実上の中立性をこれは失わしめる結果を来たすのじやないかということ。これは心配をするわけであり。で、今までの事例を見守つておりますという。或いは裁判官の個人の阻止という。これも若干あつたのではない。これは今までの裁判所法なり、何なりと建前であつて、本当に裁判官が、或いは裁判所が関心を持つておつたならば、これらの法律でも十分やつて行けたのじやないか、或いは行けるのではない。問題は法の運用、これはどこまでも運用でありませうけれども、その運用についてはお考え、或いはそれだけの権威を持ち切れんやうなこともじや、どうもしようがない、こういう感

じもするわけであり。或いは伺いますと、これは裁判所なり、或いは法務府のほうから伺つたわけではございませんけれども、黙秘権なら黙秘権を行使することによつて、不利を悟つて黙秘権を濫用しないという方向に事実上は動きつたものではないか。これは黙秘権という制度を直ちに削つてしまつて、刑事訴訟法を改正すべきであるという議論にするか、それとも運用によつてこの法の、刑事訴訟法の黙秘権に關する制度を生かして行くか、眼前の事実が大きく流されるか、流されんかというに關連して参ると思ふのであります。或いは裁判所に対して、今までの事例はとにかくでありますけれども、今後むしろ今までの制度を確保し、或いは秩序を維持し、裁判所の権威を持続することによつて、こういう法律を作ることが必要ないやうに思ふ。その辺についてどうもまだ十分納得することができないのであります。挙げられました実例からいいたしましても、先ほど申し上げるような裁判所の裁判官の、これは個人的な若さと言つたようなものが若干働いたり、或いは連絡が不十分であつたり、そういう面も、説明を聞いたり、いろ／＼しておつても感ぜられるのであります。なおどうしてもこの法律を必要とするというお話であるならば、もう少し納得せしめ得る一つ御説明を頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(綴治良作君) 今の御質問の点は、我ががこの法律を提案いたしました。正し、更に又審議し、修正いたした点について、最も深く關心を持つた点であります。第一は、原案では法律によつて裁判所の権威を高めよう、という狙いも入つておつたと思ふのであります。勿論裁判の円滑を期するときは、裁判の尊厳というものが大前提でなければならんことは申上げるまでもないと思ふのであります。そこで、英米法においてのコンテンプトの思想は、裁判所というものは尊厳なものだ、これは何人が考へても、国民全体が最も尊厳なものだ、という信念を持つておる、それにもかかわらず、その信念に反して、これに反する行為をしたものであるから裁判所侮辱として制裁する、こういうやうな考えであらうと思はれるのであります。そこで我が日本においても勿論それになつたやうに、今までの事例から見ても、勿論裁判所は尊厳であつてほしいのであります。ところが人から見ては尊厳せられん裁判所、裁判官も尊厳せられん、又国民全体も尊厳せられん、又国民全体も尊厳せられん、と考へておる、これでも、それほどに重く見ておらんじやないか、かやうなところから考へまして、裁判所の尊厳を保つて、直ちに法律を以て尊厳を保たせよう、というところまでは行かないだらう、こゝう思ひますと、次に考へますのは、然らば眼前に現れたその裁判所の秩序破壊というものを對してどう考へますかと、これは日本の現状からいいたしまして、何とか抑えて行かなければならん、かやうに考へまして、裁判所の尊厳を法律で守るといふことは第二として、現状に現れたる裁判所の秩序を破壊しようとするものだけにこの手当をしよう、こゝうい

うことでこの修正をいたしたわけであり。そこで先ほどから御議論があらまじつたやうに、いやしくも裁判所というものがあつた以上は、裁判所というものは尊厳でなければならんし、秩序が保たれなくちや裁判の円滑も尊厳も保たれないのだから、そういうものは法律に待たないで、裁判官自身の力によつてこれをやればよろしいのじやないかという御議論であります。これは勿論我々も是非そうあつてほしいのであります。けれども、如何せん日本の現状におきましては、裁判の秩序を保持するどころではありません。いわゆる法廷闘争といふことを振り廻して、裁判の秩序を亂してやろう、これによつて法の威信を傷けてやろう、かやうな考えを持つて法廷に臨む者がないうるに對してどうすればよろしいか、こゝういふことを考へまして、第一番に、それでは裁判所法の第七十一条及び第七十二条でやれるじやないかといふことも考へましたが、これは必要上警察官を頼んで、そして秩序を亂す者がおつたら退廷を命ずるといふだけなんであり。そこで、でき得るものならば成るべく警察官などを使わないで、そしてこの秩序維持といふことに重みを付ける、かやうなところから考へますと、秩序維持に對する秩序罰としての制裁を認めたいがよろしいのじやないか、かやうに考へまして、七十一条及び七十二条の規定でやれるかは知れんが、これを重く置いて、成るべくこれを使わないうで、法の力によつて維持するといふことで制裁を認めることも止むを得ないだらうと、こゝう考へまして、秩序罰としての

この第二條の制裁を認めたわけであり。それから、七十三條でやつたらいいじやないかといふことの御議論につきましては、これは先ほど野木政府委員の申しました通りで、これだけでは全うすることは十分ではないことを十分認めまして、但しこの法律によつて一時の手当をいたしました。これでやつてもなお併しこれは七十三條でやらなければならんもの、だといふ重いものがある。これは、これは檢察当局の考へで起訴されれば、これを妨げるものではないと思ふ。これはもう重いのとして刑罰としてやるのですから。私はほんの秩序としてその前に一時の手当をする、こゝういふ考へ方であり。○吉田法晴君 今の綴治さんの御答弁の中に本質的なものが出ておつたやうに思ふのであります。裁判所の権威といふ点については私も異議ございませぬ。なお裁判所の尊厳といふことをおつしやいましたが、若し裁判の尊厳といふものを、昔のように桐の御紋で維持しようといふのであるならば、これは民主主義ではないと思ふ。裁判の権威なり或いは尊厳は、合理性或いは合憲性、或いは合法性に從つて、事実上これは裁判所において確立維持せられなければならんと思ふ、それを眼前の事実によつて今抑えるといふお言葉がございましてけれども、法律で以て抑えるといふやうなことは、これは新裁判所法なり、或いは新憲法、新法律体系で考へておるやうな裁判の権威或いは尊厳を維持することはできんと思ふ。そこでその裁判の権威を合憲性、合法性、合理性によつて維持するにはどうすればよい。具体的に過去の事

実、これは私実際詳細に挙げられまし
た事件を分析するに及ぶが、或いはそ
らの点について、外国の事例をも一つ挙
げて頂きたい、こういうふうに考えて
おります。

○衆議院議員(綴治良作君)

お説は我

に考えられる、それから広島に被告人
が奪われた云々という事件を見てみま
すと、明らかに連絡の不十分という
ものが指摘し得るのであります。そこ
でこれは通俗的に言いますならば、裁
判所が本當の合理性、合憲性、合法性
によつて裁判の權威を維持するとい
うことの実際の權威がございませんなら
ば、これは幾ら法律を作つても同じこ
とだと思ふ。それから又若し合理性、
合憲性を抜きにして力で抑えるとい
うことになれば、これは逆に私は裁判の
權威、或いは裁判所の權威を失つて参
る、或いは裁判所が政治闘争の渦中に
捲き込まれて裁判所自身が大きく批
判を受けて来る、こういうことになる
と思ふのであります。そうすると今の
裁判所法の運営でどうしてもできない
のだというところは、挙げられました事
例から言つても、私どもにはなお納得
が行きたくない点がある。それからもう
一つは、裁判所が直接そういう裁判所
の秩序維持ということではあるけれど
も、当事者になつて出て行くというこ
との大きなマイナスの面を考えます
と、よほどのことがない限りこういう
法律を作つて、直接裁判所が立ち向わ
れるというところは、やっぱり遠慮しな
ければならぬのじゃないか。そこで合
憲性、合法性、合理性に從つて裁判所
の秩序を維持するについて、どうして
も今のままではいかんのだという点に
挙げられました事例からは、私どもも

だ納得が行きかねますので、その辺を
もう少し御説明を頂きたい、或いはそ
らの点について、外国の事例をも一つ挙
げて頂きたい、こういうふうに考えて
おります。

我々も全く同感であります。先ず裁判の
權威を保つというところは、裁判官の人
を得ることであると確信いたしており
ます。そこで裁判官の人を得ますこ
とは、法律知識の高いことと、人格の
高潔なこととであらうと存じますが、こ
れと相対して国民の遵法精神というも
のがなかつたら、これは如何なる高潔
なものでも、壊してやれという考えを
持つて出て来るものであります。と、
いかんともしたいものではないかと
考へます。そこで一面裁判官の威信を
要求しますと同時に、国民の裁判を
尊重するといふ精神が何より必要な
のであります。そこで先ほど申しまし
ように、裁判官の最もいいものを残
す、裁判所の最も威信のある人を得る
といふことを法律を以てやろうとした
つて、これは無理だ、こういうことで裁
判所侮辱といふことをやると、片一方
のほうで法律を守る、法の尊嚴を守
る、遵法すること、この精神に欠けたも
のが出てきた場合には、これは何らか
の手当てをしなくては方法はないと考
えるのであります。この点は誠に遺憾
なことではあります。が、現状におい
て秩序を破つてやれ、秩序を破ること
によつて我々の野望を遂げてやろう、
こういうものはないとは言えないので
あります。これに對する手当なのであ
ります。そこでこの手当は、裁判所法
七十一條及び七十三條でやれるのじや
ないかという、ここに参りますので

あります。が、七十一條及び七十一條
の二、これでやろうとしたしますな
らば、専ら警察力を守つて、そういうこ
退廷させて秩序を守る、こういうこと
にならざるを得ないのじやないか。そ
れで成るべくこういうものをやるよ
うに、これに少し重みを付けてまして、そ
うして裁判所で騒いだ場合には制裁が
ある、こう言へば、その点の秩序に對
する法律の力が増して来やせんか、こ
れが第一の目的であります。それでも
いかんということになれば、これはま
あ檢察官自身が犯罪として起訴するわ
けであります。これは檢察官が法廷で
直ちにこれを適用することは、これは
まずい、どうも法廷の秩序を害するこ
とであることはよく我々も考へて、成
るべくこれを、なぜ使われるのかとい
うことがよくわかつて参りましたの
で、その前に刑罰にあらざる秩序罰と
して手当をする、これよりほかにな
らうと、かような考えを以て修正して
御審議を願つた、こういう実情であ
ります。

○吉田法曹長

遵法精神のない、或い

は秩序を破壊しようとするものについ
て云々といふことで、この法律の基礎
になつたところは、裁判所の神聖過敏
と申しますか、或いは緊張と申しま
すか、そういうものを反映されたとい
う御発言であります。私ども或いは個
人的に労働組合のいろいろ問題を通
じまして、そういう事態に、これは法
廷ではございませぬけれども、遭遇し
たして参つたり、或いはあとで田川事
件といふのが起りました、いつも問題
になつておるのですが、あの福岡県の
田川郡に起りました前の事件、私は恐
らくあの事件の当事者と申しますか、

渦中あつた人と別の所でお会いしま
した。これは出入国管理令の問題で
あります。そういう点からいたしまし
ても、私どもは初めから法律を破壊し
てやろう、或いは秩序を破壊してや
うという気があるとは考へない。この
強制送還をされ、或いは生死に關する
のじやないかといふことで、心配し、
そうしてこれに若干の私ども同情を持
つておるせいでございませぬようけれ
ども、私どもに對しては、これは立場は
違ひます。立場は違ひますけれども、
暴力を振うとか、或いはそういう氣配
は全然感ぜられません。私はまあ假
に、私は裁判官でございませぬけれ
ども、裁判官に當つたとしても、私は十
分秩序を維持して行く自信を持つてお
る。あの田川郡の田川事件一つとつて
見ても、その事件の前に起つた、これ
は林の中に遊び人が乱入をした云々
といふことが前に問題になつてゐる。そ
ういふのが尾を引いてゐるのであり
ますけれども、私は本當に裁判所が法の
秩序を守り、或いは權威を守つて行
くといふ信念と、それから検事に認識
があらば現行法で十分賄えるのじやな
いか、或いは七十一條を運用するにど
ういふ方法を以てするか、これは或い
は傍聴人を制限するといふ方法も現に
とられてゐるわけでありませぬ。或いは
七十一條の二で、これは程度の問題は
争われませぬけれども、法廷外の秩序
維持のための法律規定も設けてある。
で、問題はやはり事実關係が大部分
にあると思ふのであります。或いは裁
判を開く前の問題といたしまして、
あると思ふ。そうしてそのあとで見て
みましても、或いはそれに事前のど
かく措置が足りないで連絡が十分でな

かつたとか、或いは裁判官の若さのせ
いもあつて權威を持つて進めることが
できなかったといつたようなことも若
干あるかも知れませぬけれども、それ
らのものは、こういう法律を作らな
くても大体やつて行けるのではないか、
又やつて行くべきではないか。それが
どうしてもできないといふ点に、なお
まだ若干の疑問が残るのであります
が、これは抽象的な或いは議論も含ん
でおりますので、恐れ入りますが、
もう少し御説明のほうを具体的に願
ひたいと思ひます。

○衆議院議員(綴治良作君)

大体御見

見としては同じことなんです。裁判所
の力を以て裁判所の正當なる、又法の
命ずる威信を以て保たれる場合に、か
ようなものを適用してやろうといふ考
えを持たれたのでは、これは大変だと
思つております。どこまでもそう
いふものはやはり裁判所の……、まあ
理想論になりませぬかも知れませぬが、
十分納得せしめて、願がんで済むよう
なことであるならば全力を注いでそれ
をやらしてやらなければならぬとい
うことは、これは當然なことだと思
ふのであります。ただ問題は、幾らや
つても、隙あらばこれをぶち壊してや
う、こういう考えを持つて参りますと、こ
れはもう幾ら徳のある人でも、泥棒を
脱き伏せたといふことがあるからとい
うかも知れませぬが、大体はできませ
ん。そうすると、この間から説明を聞
ておりますと、大抵はやつて来ます
方法、今までの、これからはどうい
う方法で来るかも知れない。法廷の始
まる前に裁判官の部屋に押しかけ、そ
こで皆が入らうとしたから制限したら、
随分騒ぎまして、要求は大抵、拘留中

の被告を即時釈放せよ、こういう要求を以てやるのであります。ここで大分裁判官の度肝を抜きまして相当神經過敏にされて、それから法廷へ来ますと、今おつしやつた傍聴制限を何のために制限するか、そんな制限するな。それで制限しておるものを押しのけて入ろうとする。そこでもう一採めやりませう。それから中に危いと思つて警察官を余計に入れて置く、なぜこんなにたくさん警察官を入れて置くか、裁判の威信をみずから傷つけるのじやないか、又陳述の自由を圧迫するのでないか、こう言つて騒ぐ。そこで広島などにおいては、危いと思つて警察官を連れて来たんだが、隣の部屋に入れた置いてその間に、法廷が済むと同時に裁判官を押えて付けて窓から被告を逃がしておいて、警察官が知つた時分には被告が逃げたことば派遣されておつた警察官は知らなかつた。裁判官を押えてしまつた。そういうふうなことでありますから、そういうふうな計画的にやつて来られるとするならば、これは何らかの手段をしなければならせん。そういう場合に、これで十分やるかと言へば、これはできません。実際の問題でありますから、やはりどうしてもいかにすれば、この間裁判所でやつたように、バリケードでも張つてやられるより仕方がない。これらは非常に我々として情ない次第だと思ひますので、でき得るならば秩序維持に關しても一つの制裁がある。でありますから、秩序を破壊してはいかんだという、こういうことを国民全体に知らしめて、そうして裁判所の威厳を保ちたい、こういうところに本法の必要

があるのじやないか、かように考へております。

○吉田法務卿 先ほど裁判所のほうから御意見、御説明があればというお話でありましたが、裁判所と申しますか、或いは第一線の裁判長が来ておられましたら承わりたい。

○説明員(増盛一君) 現在の裁判所法の七十一條及び七十一條の二或いは七十三條の審判妨害罪の規定で十分賄えるのじやないかという、先ずその点であります。これは前回にも申上げましたやうな、最近のいわゆる法廷闘争のやり方というのには非常に組織的で、且つ計画的であります。到底七十一條のいわゆる法廷警察権というものでは賄ひ切れない状態でありませう。七十一條の法廷警察権というものは、つまりその公判手続の妨害をするものを、その妨害を排除するといふだけのもの、つまり例えて言いますと、侵入して来る水をバケツで汲み出すといふだけの程度のものでありまして、それが組織的な、大衆的な、計画的な方法でやられますと、どうもそういういかい出作業では法廷の秩序というものは維持できないのであります。それから七十三條は先ほど来御説明がありました

が、これは刑罰として、つまり犯罪として処罰するといふ制度であります。ですから当該の手続の刻々の、適時適切な措置をとるといふ手段ではないの令を出す。これはさういふ行われておりますが、退廷命令の執行を受けたものが法廷の外へ出まして、そこで今度大衆に向つてアジ演説をやつて法廷の審判を妨害する、そういう例もあるものであります。それからついでですが、

裁判官がみずからこういうものを処罰するといふことは、事件の渦中に捲き込まれるのではなからうかという御懸念、これは御尤もであります。ただ問題は、当該の事件の被告人だけが対象ではなくて、むしろ被告人と相呼応してその法廷の權威を失墜させてやろうといふことをたくらむ傍聴人に適用される場合が非常に多いのであります。勿論かようなこの法案の定めておるやうな権限は非常に従来の制度にない新しい権限であります。これはいわば双刃の劍のやうなものでありまして、これの使い途を誤れば、相手方をも傷つけ

るし、又裁判所みずからも傷つくわけでありませう。この法律の運用といふものは、法廷において衆人環視の下で裁判官がやるんだ、そういう点で、ほかの警察官の仕事が警察の内部で行われるといふことは違つておりまして、傍聴人、立会つてゐる弁護人たちの環境の下に、この権限を行使するといふ次第でありますので、裁判官のこの法律についての運用についても十分考慮いたさなければならせんが、そう無茶なことはやらないといふふうに確信いたしております。そのことは従来の法廷闘争に対する日本の裁判官の態度が、これを証明しておると思ひます。

これまでしばしば起りました法廷闘争に對して、裁判官は慎重過ぎる、或いは寛容に過ぎるきらいがあるといふ批判をさへ受けてゐるくらいであります。さういふわけでありませうので、この権限をかさに着て、そうして法廷の權威を被告人に押付けようとする、そういう筋合いのものでは決してないのであります。裁判の權威という

ものは、勿論裁判官みずからこれを作らなければならん。その權威というものは、国民の裁判所としてのいわば民衆の權威を持つておるものであります。そういう点についての自覚は十分裁判官は持つておりますし、又この法案が成立した場合には、この法案の運用について十分の、万全の措置をとるつもりであります。

○吉田法務卿 双刃の劍と言われましたが、それほどの私、双刃の劍ですばずば人を殺すほどの法規であるとは思いません。むしろ裁判所も神經過敏になつて、何と申しますか、最小限の療法のとしてこの案を作つた、こういう感じがいたします。その点は、これは立案せられるまでの努力の中に、私どもも感ずることができるところですけれども、言換へると、今までの事件が、多少裁判所も過上してといふと大變失礼でありますけれども、神経質になつて、何かなければといふことで、お守り札のやうにこの法律を考えられておると思ふのです。ところがそれが第一の問題だとかどうかといふことが第一の問題だと思ふのです。本質的には、これは役に立たないのじやないか。而も例へば拘束にしてもさうであります。恐らく裁判所が、裁判が紛糾して来る、その中で傍聴人なり何なり、主として傍聴人だと思ふのです。そこから退廷を命ずるために拘束を命ずる。一人、二人であればとにかくであります。例へば四、五人なら四、五人に退廷を命じ、拘束を命ずる。そうすると、恐らくそこで紛糾も起るでございませう。或いはさうでなくとも、全部で以て、或いは全部相当の人数でこの法廷の戰術が考えられておるならば、恐らく全部

拘束しなければならんやうな事態だと思ふのです。そうすると、私は拘束なら拘束を命ずることが、却つてこれは紛糾の原因にしかならないと思ひます。そうして秩序を維持したいといふけれども、逆に拘束等を命ずることによつて、その事態は一層紛糾をする。全体の傾向から見ますならば大した役には立たないで、而も裁判所がそれに立ち向かうといふ結果、これはどうしても障害されます。先ほど当事者の中に云々といふことであるけれども、これは被告じやなくて傍聴人だけに對するものであるのだといふことでありますけれども、傍聴人だけでなく、言われるやうな事態について対処しようといふのであるならば、はつきり言ふならば、共產党なら共產党の法廷闘争の戦術に對して、裁判所が立ち向かう、そうする、先ほど申しましたけれども、破壊活動防止法なら破壊活動防止法を適用して行つて団体を解散して、そうして解散した団体のためにする行為は一切できない。それからその脱法行為は全部これを処罰する。恐らくその団体についても蜂の巣を突つたやうに、或いは捜査、それから刑事事件が起つて参りました。それに對して、この法廷をめぐつての問題が起つて来る。それに對して裁判所が或いは拘束監置といふ方法ではあるけれども、それに立ち向かう、こういう結果を生ずるならば、これは双刃の劍のやうなものだからめつたに適用しないのだ、それは最後に抜かれたと言われるけれども、拘束その他のあれから言つて軽くしたのだといふ考へ方をするならば、若し裁判所の今の神經過敏なその

持が或いはそのまゝ行きますなら

第四部 法務委員会會議録第六十一号 昭和二十七年六月二十日【参議院】

五

ことが法律の根本であらうと思ひます。だからこの際秩序を維持する、どうして維持しなければならん、だから秩序に對してもこれだけの制裁があるのだと、こういう意味で先ほど言う国民全体の裁判所に対する信頼、及び応援する、もつと広く言う、憲法精神を高めていくことに狙ひを持つておるつもりであります。こういう意味で、どうぞ一つ……。

○理事(伊藤修憲) 同じ点を堂々廻りしてゐるのでこの程度にして下さい。ちよつと速記をとめて下さい。

○速記(中絶) 速記を始めて下さい。

○説明員(岸盛一君) 先ほどの御質問にお答えします。端的に申しますと、この法律によつて共産党と裁判所が対立することになるのではないかと、御趣旨のお問ひであると思ひますが、これは別に裁判所の法廷の秩序維持という点から言いますと、右であらうと左であらうと、そういうことには裁判所は何らかまわないと思ひます。現に行われてゐる法廷闘争の、いわゆる法廷闘争と言いますか、裁判所の秩序を破壊する行為の中には全然そういう色彩のないものもあるであつて、別にそれを裁判所が目標に置いておるといふわけではありせん。

○理事(伊藤修憲) 午前はこの程度で休憩いたします。午後は二時から開会いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時三十四分開会

○理事(伊藤修憲) 午前引続きまして、法務委員会を再開いたします。先

ず初任委員の御質疑を願ひます。

○初任委員(五島上野) 最初に最高裁判所に伺つて伺つておきたいと思ひるのであります。第一、一般的な問題について、第二に、裁判と法律がなければ現在日本に裁判といふものは進行しないかどうかが、お答え願ひます。

○説明員(岸盛一君) これは午前申上げたことと関連いたしますが、現行法の下の裁判所法七十一條で或る程度の法廷秩序維持権が……。

○初任委員(五島上野) そういうことじやないのです。私の伺ふのはもう少し根本的なことでして、こういう法律がないと現在最高裁判所は日本において裁判が行われないといふふうにお考えになつておるかといふことです。

○説明員(岸盛一君) その点については、午前中お話し上げたことを敷衍することになります。やはりかようないわゆる國民の権限がなければ裁判権の作用といふものは円滑に行うことができない、さういふに申上げることができると思ひます。

○初任委員(五島上野) それじや伺ひますが、こういう法律が必要になつてゐるよゝうな事象の裁判所ですね。裁判所は全国に互つてあつてゐる裁判所が連日こゝういふよゝうな法律を必要とするよゝうな事件が起つてゐるのか、それとも全国に互つてどれくらい程度であり、年間に互つてどれくらい程度の事件があるのか、それをお答え願ひたい。

○説明員(五島上野) 午前中岸君からお答えしたよゝうなことなんです。が、大体昨年あたりから法廷闘争の形が非常に變つて参りました。従来の退廷命令を使つてやつておただけでは賄

いきなれないよゝうなところが頻々と……。

○初任委員(五島上野) それはわかつております。数字のほうを伺ひたい。

○説明員(五島上野) そういうのは各地の裁判所に非常につて参りまして、例へば、数字を挙げるといたしまして、伊勢の津の裁判所とか或いは静岡或いは大分の津の支部とか或いは広島とか、長野の松本市とかいふよゝうなところは極く最近に起つた顯著な事例であります。これらの事件は結局今までのただ退廷命令とか七十一條では到底賄いきれないといふことを実証して来たよゝうに我々として考へております。

○初任委員(五島上野) 私の質問はそういう点ではない。日本全国に裁判所がいくつあるのですか、その裁判所の中でことごとく起つてゐるのですか、さうして一年間三百六十五日毎日起つてゐるのですか、さういふ点を先ず明らかにして頂きたいといふふうにお考へなされ、今その数字をお持ちにならなければ、強いてその点を伺はなくてはいいのですが、私の質問の要は、こゝういふ法律を必要とする事件は裁判所における裁判の全体の中で非常に多いのか、或いは少いのかといふことなんです。或いは一つの典型的な例をとれば、東京地方裁判所でも結構ですが、そこで一年間にどれくらい訴訟をお扱いになるのか、そのうちでこゝういふ法律が必要だといふ事件がどれくらいあるのかといふことなんです。それで私は最初に先ず、あらゆる法律についてこれは何かなければならぬことですが、あらゆる法律は第一にインデイスペンシブルであるかどうか、その法律がなければ社会が動かないといふものであるか

どうかといふことを常に最高裁判所は念頭に置かれると確信しております。その点を伺つておきたいと思つたのです。併し只今の御答へは、さういふ趣旨についてのお答へではなかつたのですが、法は成るべく少いほうがいいといふことは、御同感だらうと思ひます。従つて法といふものは片端から作ればいいのじやないもので、その法がなくては社会が一日も動かないといふ法だけにとどめるべきものだ、法は第一にその法がなくてはならないものであるか、それともなくても何とかなやつて行けるものであるかといふことを我々は立法者として常に念頭に置きます。

○初任委員(五島上野) 最高裁判所もさうであらうと私は確信するのです。そこで第一に伺つておきたいことは、この法はなくても何とかなやつて行けるものじやないか、それともこの法がなければ最高裁判所は日本における裁判に責任を負ふことができないといふふうにお考へになるか、その点の御証言を得ておきたいと思つておつたのであります。

○説明員(岸盛一君) 細かい正確な統計のことは只今ちよつと私申上げることはできませんけれども、極く最近のこの一月の間の事例を見ましても、新聞種となり或いは我々の耳に入つたものだけでも十件以上、全国的に見まして十件以上になるのであります。その非常に大がかりな問題が起つております。以前には大体大きな裁判所にしかかかよゝうな問題は起りませんでした。が、最近におきましては裁判所の大小を問はず小さな支部或いは簡易裁判所においてすらかよゝうな事例が起つております。全体の事件からの比重から見ますと、それはさう大きな数とは申上げ

られません。が、こゝういふ事件があまりすくと、それについて裁判官が全精力を消耗するし、裁判所職員もまた裁判所の警備、さういふことに全員を挙げて警備に當るのであります。場合によつてはほかの仕事も停止してまでかよゝうなことをしなければならぬよゝうな事象もあつてゐます。さういふ事件を一件見ますと、その裁判所の機能というものは非常に低下して能率が阻まれてゐる状態でありまして、さういふ意味におきまして裁判権の作用を円滑に行うためにはやはりどうしてもこの法律は必要である、さういふに考へます。

○初任委員(五島上野) 岸さんは最高裁判所の刑事局長でいられるのですが、何だか御説明が少しく行政的のよゝうな御説明で、私が伺ひたいといふふうには心から思つてゐるのには、最高裁判所の御意見としてこゝういふ法がなければ日本の裁判はできないといふお考へなのか、それともなくても何とかなやつていける御趣旨であるのかといふ一点なんです。今のお話のよゝうにこの一月ばかりはこゝういふ法律がほしくてたまらんよゝうな事件がだん／＼起るといふ御説明ですが、これはたとへば甚だ失礼ですが、けれども、時間をきり上げるために、私の伺ふ点は数十点に上るので時間を短かくして行きたいと思ふので私のほうから伺ひますが、例へば一軒の家で病人があつた、その場合にお医者さんを朝から晩まで呼ばなければならぬ、さうだからといつて家へこんだにお医者が必要なんだから家へお医者さんを常備に置くといふことはこれはできない、或る時期にはお医者さんの必要なき時期があるので、併し年中通して見ればさう家に医者さんを一人泊つて

いともたねなければならぬといふことにはならない。ですから最近一月ばかりはそういう事件が非常に多いでしょう。併し一月ばかりそういう事件が多いからこゝういふ法律が必要だといふようなことはいかゞかといふことですね。そうすると随分いろいろなことが起ります。そのたびに法律を作つて、いわゆる日本人があだ名をつけられてゐる法廷といふものになつてしまふ虞れがある。最高裁判所がそれこそ司法権の最高の識見に立たれて虚心坦懐にこの法律を御覧になつて、そも／＼日本の裁判はこの法をインジス・ペンサブルとするかどうかが、欠けてはならない法といふふうにか。欠けてはならないことを伺ひたいと思ふのであります。これ以上はもう多分御無理なことになつて意見の相違かも知れないが、或いは御理解が頂けないかと思ふので、どうでしょうか。或いは立派なお答へが頂けるならどうぞ。

○説明員(岸盛一君) 果してお答へになるかどうかわかりませんが、先ほどの一と月と申しましたのは、今統計を持つておりましたから、最近の一と月をとらえて申したので、この法案が出ましたのは昨年の春の国会であります。その当時からすでに全国的にそういう現象が見えておりました。その当時からすでに必要性は感じられておつたのでありますけれども、最近の一と月の現象をとらえてこれが必要だといふ趣旨で申上げたわけではないのであります。

それからこゝういふ法廷の秩序を維持することによつて法廷の權威を保持するといふ考え方は、これは民主政治の理念に連なるものである。で、民主政治における裁判の作用を十分に運営するためには、こゝういふ理念的に言つてもどうしてもかゝういふ制度は必要である、かゝういふ考えです。

○衆議院議員(田嶋好文君) これは裁判所に、お尋ねでございしますが、提案者として答へる義務があるのではないかとと思ひますのでお答へさせて頂きたい。実はこの法律の提案の趣旨が、たゞし今この点は徹底してないのです。が、お尋ねのように病気が出たのでこの法律で処置しよう、こゝういふ趣旨でございせん。曾ての日本の旧憲法に基く裁判所、天皇裁判、我々が裁判所と警察、検察庁を國民的な感情におきまして同列に考へた時代であります。これは徹底しない民主主義時代の下が新法に基く裁判制度である。ところが新らしく本當に三權分立の思想に基く民主主義の新憲法を打立てて参りますと、その民主主義が徹底して行けば行けば従來の裁判所に対する考えが異なつて来る。非常に入權保護の最高の機關であるといふやうな建前になりまして、自由な発言、自由な行為が當然許される、ところがその半面において、主権の濫用といふものが起つて来る。主権の濫用といふものが起つて来る。これは結局我々の立場から排撃しなければならぬ。従つて民主主義の下におきまして、私たちは一方においては自由を許すと同時に自由を履き違へた分子に対しては或る程度の權威を行使する法的な何ものかを必要とするといふやうな考えが起るのであります。

○羽仁五郎君 第一問については最高裁判所から私の明らかなる判断をする上に満足なお答へを頂けなかつたことを深く遺憾に思ひます。で、繰返して申上げませんが、國民は法の多いことは実に迷惑です。従つて法が多ければ少いことを望むのです。従つて法たのものは第一にそれがインジス・ペンサブルであるかないか、その法がなければ社會が動かないかどうか、それともさういふ法がなくとも何とか行けるのかどうかといふ点を我々としては非常に重大な第一の問題と考へましてこの法についての御意見を伺つたのでございまして……。

では第二に、最高裁判所の御意向を伺ひたいのは、この法は濫用される虞れがないか、誤つて使われる虞れがないか、この際どうか簡単にあらうかといふ御意見を伺へれば時間も短くて済むと思ひます。ですが、これもいわゆる人間だからといふやうな話になつてしまふと困るのですが、法の性質上濫用の虞れがあるかないか、本質的な問題なんです。誤つて濫用するといふのは本質的にこの法は濫用の虞れがあるかないか、或いはもう少し質問をくだければ濫用される場合が多そうであるか、少なそうであるかといふことにもいいかと思ひます。

す。併し私の本當の伺ひたいのは、最高裁判所が常にあらゆる法についてその法は本質的に濫用される性質を持つてゐるか、持つてゐないかといふ点はお考え下さることと思ひます。で、どうか一つ高邁な御見解を伺ひたいと思ひます。

○説明員(岸盛一君) その点につきましては濫用の虞れはないといふふうにか考へておられます。でその理由は簡単に申上げますと、午前中に申上げましたが、いづれこの法の運用を間違へる、裁判所みずから裁判の權威を傷つける、裁判所みずから裁判の權威を傷つけるといふことになる、その点で裁判官は十分この運用については注意することが期待される、さういふことになりまして……。

○羽仁五郎君 只今の御意見は理論的に伺ひますと、この法は恐るべき濫用の虞れがある、即ち裁判所はみずからを破壊する虞れがある、僅かにそれを裁判官がその個人的な努力によつてその濫用を防ぐであらうといふ御答弁にも伺ひますが、如何でしょうか。

○説明員(岸盛一君) それは決してさういふ趣旨ではありません。

○羽仁五郎君 それではこれは見解が相違するものといふふうにか考へます。従つて私はこの点についてもどうか最高裁判所にお願ひしたいと思ひます。これは頭を低くしてお願ひするのであります。こゝういふ問題について我々立法者は常に苦勞をします。なくてはならない法ができてしまふのじやないか、又本質的に恐るべき濫用の虞れがある法ができてしまふのじやないか、これについては我々は絶えず非常に苦しんでおりますが、御同情を給り

たいと思ふのであります。第三にお伺ひいたしますが、現在我が持つておられますところの法体系といふものは、いわゆる犯罪の戦争、その結果の深い悔恨、悔み、さうしてそれに対する國際的な信義の回復といふ問題によつてできておることは申上げるまでもない。伺ひたいのは、この新法にできて來た法体系といふものは、最高裁判所が御覧になりますところでは、すでに十分にその機能が發揮され、その作用が期待されたやうなことを十分に運用されておるといふふうにかお考えになりましてさういふふうにかまだその中途であるといふふうにかお考えになりましてさういふふうにか。

な、又現実にとれくらい相違があるか
ということは、明らかなことだと思
うのです。まあ一つの例として、例え

陪審制というものと法廷侮辱罪というものとが並行していると、従つて或いはこういう法律を執行される場合には、その点で他面において又そうした措置も取つて行くというようなことも考えられるのじやないかというふうに思つたのでありますが、この次に伺つてみたいのは、これはやはり最高裁判所の御意見を伺つてみたいと思うのですが、この法律の背後にその何か感情があるという、随分法律が危険な作用をすることがある。なかんずく裁判所が裁判をなさるときに、恐怖を抱いておいでになりますと、その裁判は実に有害な裁判が行われるというようなことがあるのですが、最近の裁判所を御覧になつておられまして、最高裁判所では裁判所が恐怖心を抱いているのじやないかというふうに、お認めになる事実がございましょうか、どうでしょうか。

やはり裁判官の威厳も必要であります。が、一面において国民が法に従うという遵法の精神というものと、両々相待たなければ到底保持できない。然るにたま／＼法の威信を、遵法するところへじやない、法の威信を害して、自分の目的を達しようとする者が出て参りましたものですから、そこにおいてこれに対する何らかの手当をしなければならん、こういうことがこの法を構成しましたる根本でございます。

○羽仁五郎君　よくわかりました。

では次に伺いたいのですが、これは最高裁判所のほうに伺いたいと思えます。裁判所でいわゆる暴行が行われたり、被告の奪還が行われたりするそういう暴力行為については、私も実に悲しいことだと思つてゐるのです。端的に伺いますけれども、この法律が効果を生じますときに、そういうような行為がとどめられるであらうか、なく

○説明員（津盛一君） その裁判所が恐
怖心を抱いているというようなことは
絶対ございません。

○羽仁五郎君 これは大変有難いこと
だと思います。

その次に伺いたいことは、本法の立案者におかれましてはその点如何でしょうか。本法が何らかのまゝ、端的に申上げますれば、何らかの意味においてですね、恐怖心に基いて立案せられていいるというようなことはないでしょうか。

○衆議院議員（鍛冶良作君） さようなことはございません。実質上においてどうも先ほど来議論が出ましたが、裁判の威信を保持しなければならぬということは、これは何人も異論のないところだと思つております。それには

るような事件というものは、私の考えでは多数じゃないというふうに思うのですね。つまり全国に亘つて各裁判所において、或いは私は間違っているかも知れない、その点何うのですが、大多数なんですか、それとも少数でございますようか、一般の裁判の中でですね、この法律自体は、一般の裁判に關係して来ますですね。特殊の場合だけに關する法律じゃない、あらゆる裁判にかかつて来る、ところがこの法が目的としているものは極く少数じゃない

か。そこで先ほどの提案者の御説明の国民の遵法精神とおつしやつたのですけれども、私は大部分の国民は法廷において法を尊重していると思う。で、法を尊重しないで被告の奪還をやつたりする人が日本中にそう実際にいるわけじゃないので、それは少数だろうと思うのですが、如何ですか。

○説明員(岸盛一君) それは数を全体

から申しますと、それは少数に違ひありませんが、併しその少数と申しましてでも決して馬鹿にならない数でございます。

○羽仁五郎君　なか／＼感情的な答弁

その次に伺いたいと思ひますのは、この法の適用を受けるかたに確信を与えろというふうに御覧になつておられましようか、如何ですか。

○説明員(岸盛一君) ちよつと御趣旨が……。

○羽仁五郎君 あらゆる法はその適用を受けた人がこれに服するということがなければ法としての意味はない。服しない法をどつさり我々が揃えますと、裁判所は迷惑なさいますよ。私はここで裁判所の御意見を立法者として

伺つておきたいのです。我々が國民が納得しない法律を国会を通して、その結果は裁判所が御苦労になつて、先ほどあなたが讀み上げられましたような若い判事の疑問ということになつて現われるのですから、そこであなたがたの御意見を伺つておきたいと思つてゐるんですが、この法律をここで我々が通しまして、それであなたがたお扱いになりまして、それでその扱いを受けた人が誠にこれは納得したという効果を生ずると御覧になつてゐるか、然

たい。

○説明員(増盛一君) 仮にこの法律の定める制裁が發動されて、制裁を受けた者が果して納得するかどうか。これについては如何とも申上げがたいと思いますが、併しこういう制度を作るといふことについては、国民の一般は支持して下さると、さように考えていま

す。
○羽仁五郎君 裁判所では最近法廷において起つておりますところのこういふ悲しむべき事件の原因はどこから来ているかと御覧になつておりますか。

○説明員(増盛 君) その原因はいろいろあると思います。ですから一義的に申上げることではないと思います。詮ずるところは政治が悪いのだという見方も十分あると思います。ですが、私どもが当面困っておりますのは、そういうことにかかわりなく、何

でもかんでも法廷の秩序を紊そうという、そういう意図で以て来られる向きが非常に多いのであります。

○羽仁五郎君 どういう事件に關してこころいう悲しむべき事件が起つておりましようか。それは……。

○説明員(岸盛一君) 現在ではやはり占領下に出された多くの法令に関する事件、それがまあ大部分を占めておると思います。

○羽仁五郎君 内容は……

○説明員(岸盛一君) 内容は占領目的阻害令、政令三百二十五号違反、それからそればかりでなく、刑法の罪名としては住居侵入とか建造物損壊というのがあります。それが労働法関係のものであります。それから朝鮮人関係のもの。

○羽仁五郎君　すると、本法はあらゆる裁判所に現われて来るその裁判所に向つての方向でありますけれども、今そのように、その中の少數の、そしてその精神において、又特殊の、占領時代の占領ということから来ていること、それから労働関係ということから来ていること、それから出入国関係ということから来ていることというよう

に、精神の上からも限られているといふことがわかつたと思うのであります。先ほどからの提案者の御説明又は法務府の御意見或いは裁判所のほうの御見解というものの中に、いわゆる裁

判所の秩序を棄してやろうというもの
がおおつしやつてゐるのか、順々に伺つて
行きたいと思ひます。

先ず私の質問の意味を申し上げます
が、法廷の秩序を棄してやろうという

ものがあるということは、如何なる確証に基いておつしやるのでありましょうか、それを伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員（鍛冶良作君） 一番適切なのは、法廷闘争という言葉が現われ

の一つであろうと思ひます。法廷で争いをする、そうして我々の目的を達すると、これが私は端的に現われておることだと思ひます。

○羽仁五郎君 法廷闘争というのはどういふ意味なんですか。

○衆議院議員(鐵道局長) 法廷において自分らの考へてゐる思想上の目的を達成する闘争場の法廷そのもの、もつと言ひ詰めれば、法廷の秩序を壊すことによつて我々の意欲を充たす、我々の目的を達すと、かようなことだと思ひます。

○羽仁五郎君 法務府の御意見は……。

○政府委員(野本新一君) 現在法廷の秩序を紊してゐる主なものにつきまは、先ほど裁判所からも説明がありましたが、そのほか普通の刑法犯につきましても、例えば松川事件とか、ああいうものにつきまは、いろいろ法廷の秩序を紊すとかいふようなものが見えるようであります。私もどなたもいたしましては、この法案は一つは裁判所が民主国家における裁判所として国民の権利を守つて行くためには、その法廷の手續が円滑に行われるということが如何なる場合においても必要である。

従ひまして、その法廷の秩序を円滑に維持し、裁判の威信を保持するためには、その手段としてどうしても裁判所に、その秩序を破る者に対して或る程度の制裁を公正迅速に課する手段を与える必要があるという一つの理論的の点、これは民主国の裁判所としては是非備えていなければならぬ一つの機能であらうという点からと、それからそのことがなぜ當時の裁判所で實際問題になつたのかといひますと、當時

は、余りそういう理論的な点は考えられましても實際上の点になりますと、問題にならなかつたわけでありまして、その後の最近の情勢等に照しますと、現実におきましても、この秩序を妨げるといふ行動が各方面に見られまして、そのためにどういふ措置が必要であるか確信いたしておるわけでありまして、そうしてその原因はどういふ点にあるかと申しますと、これは先ほど来しばしば申しておりますが、主な点は先ほど裁判所側から申したようなものが現在では主かも知れませんが、將來ずつと長く考えますと、どういふ事犯に於いてどういふ事態が生ずるかばかりませんのでやはり一般的の法律として裁判所の秩序を維持するためにこの法律が是非とも必要だ、そういうふうに出ておる次第であります。

○羽仁五郎君 では最高裁判所に伺ひますが、若しも法廷の秩序を破壊してやろうという人があるとすれば、事件に限らないはずだと思ひますが、先ほどお挙げになりました占領関係、労働関係、それから朝鮮人関係以外の事件でも、やはり法廷で騒ぐということがあるのではないのでしょうか。

○説明員(岸盛一君) 先ほど申しました種類の事件以外に、普通の窃盗事件、そういうものについてもたまにありま。

○羽仁五郎君 たまにあるということが多くなは……。それからもう一つ伺ひたいのは、私どもは実は先ほど最高裁判所からもお話がございましたように、本案とは全く性質を異にする裁判所侮辱制裁法という法案というものが先頃問題になりました当時、約二、三の若干の個所の裁判所、検事局、検

察庁というところに出張を命ぜられまして、そうして実情を伺つたことがございまして。名前を挙げておきましようございまして、まあ遠慮しておきますが、そこでこれは判事のかたからでし

たが、とにかく裁判の進行しないのに我々は非常に悩む、そこでこの裁判所侮辱制裁法というものを作つて欲しいという御意見でした。それで私はその裁判所長に伺ひましたのですが、あな

たの裁判所では裁判の最高の目的はスピードにあるというようにお考えになつてゐるのであるかと云つたら、勿論

論そういうことはいふ、勿論自分のところでもどこでもそうだろうと思ひが、納得するということを経験したことと考へてゐるというように御意見が

ありました。その際に検察庁のほうのその最高の責任者から、羽仁議員は実情を御承知ない、最近の法廷においてこれらの暴行をなさんとしておる者、もつ

とはつきり言へば、階級闘争の場と法廷を考へてゐるのである、それを納得させて行くといふことは空言だ、空言だといふことを申しておりました。私は別に意見を述べた機会はないかたの

裁判官がみずから法廷を階級闘争の場と考へるようなことになればはお終いだといふことを書いておられま

す。私はそれを讀んだときに非常に深い感銘を受け、且つ同感をいたしたのであります。その点についてはどう

なふに御覧になつておられますか。○説明員(岸盛一君) その点については、御趣意のように、法廷というものは決して労働争議の場所でもなければ政治闘争の場所でもない。本當に訴

えた者と訴えられたものが十分にその意を尽して、公平な第三者である裁判所の判断を受くべき場所である。この点についての裁判所の考へは前後一貫いたしておられます。

○羽仁五郎君 ちよつと伺つた趣旨が違つたのですけれども、これは全く實に困つた問題で、法廷における原因から起つてゐるものではないのです。原因は他にある。裁判所の御責任ではない。全く別のところからで、我々の責任が多いのでしよう、きつと。裁判所の御責任ではない、よそのほうから起つて来た問題が多いのでしよう。労働関係が現にそうです。労働関係がそうです、それから朝鮮人のかたの問題もそうです。社会問題のほうから起つて来てゐる問題です。いわゆる階級闘争というのでもないでしよう。従つてその裁判で正しい解決が得られるという見込がどうもなさそう

について、今の性格なり或いは法規なりというものが納得できない。例えば争議権が制限してあるという場合などには、そこから不満が始まる。それから朝鮮人のかたも、日本にも非常に

おられる。あれは無理矢理日本に引張つて来て、今になつて叩き出されるというところは実にひどいといふこと

原因があるもので、裁判所にどうも恨みがあるわけでもないのじやないか。併しその恨みが裁判所において出て来るのじやないかといふ点がありやしない

か。その点で裁判所のお考へとして、よその原因があるものが裁判所において現われてゐるのである。それが裁判官がそのための全責任を負はれるといふことになりま

す。よその原因が裁判所の中まで影響して来ることになりやしないか。これは本日吉田委員からの御質問の中にもあつた点で、ああいう対立の上に立つて冷静に、そうして公平に判断をせられる神のごとき裁判官というふう

うか。

○説明員(岸盛一君) そういう性質の問題につきましては、恐らく全国の刑事裁判官が皆思ひ悩んでおることだらうと思ひます。併しこの問題の根源が裁判所の深いところにあつたとしても、それが刑事事件として起きた、裁判所に訴えが起された以上は、裁判所がその結末をつける義務を負つております。而もその過程において、法廷の秩序を維持するということは、法律によつて裁判官に課せられた義務とすなつておるのであります。そういう意味でそういうような事件について、その事件の背後を流れる潮流というものを深く洞察しながら、靜かにやはり裁判して行く。そういう境地を裁判官は持ちたい、そういうふうな考へております。決して裁判官が感情に走つて、そういうものと對立するというような御懸念はなからうと思ひます。

○衆議院議員(銀治真作君) 今の御疑問は余ほど本趣旨に觸れておると思ふのですが、先ほど例に挙げられた占領下におけるものと、朝鮮人の問題、それだけではありません。この法廷闘争というのは、例えば純然たる刑事事件、松川事件のごときも最も顧がれた大きなものである。これはもう誰が見たつて列車顛覆という刑事事件なんです。そういうものがありました。政治の問題であるといつたとしても、政治上のやり方が悪いからという忿懣があるならば、政治上の機関に対してその忿懣を持つて行つてくれれば問題がない。裁判所は何の責任もないのです。然るに裁判所で法廷闘争という名

前でやられるから、その相手方が裁判所になつて来るわけで、裁判所こそいふ迷惑なんです、全く……。そこでその政治上の忿懣を持つて来ることに對する政治上の争ひに裁判所がしちや、これは大変なんです。あなたのおつしやる通りそんな中に入らんとするが、そういう持つて行くべからざるものを持つて行つて、法廷で法廷闘争というので妨げするから、妨げするだけこれは裁判官の責任として抑えなければならぬ、こういうところであらう。なことが考えられますので、向うで主張することに對して對抗してやるとか、それは俺のほうでどうしようにしようにやる、さうなことは絶対にありません。

○羽仁五郎君 その点について最高裁判所に伺いたいと思ふのですが、三点あるのですが、第一点は、現在各地の裁判官が占領関係、或いは労働関係、或いは朝鮮人のかたゝの關係、それから今衆議院議員の仰せられました政治的な關係と刑事問題と結び付けた問題、これらについて判事のかたゝが、裁判所のかた゠が非常に悩んでおられることに對しては、私は衷心同情の意を表するものでありますが、それらの問題について、最高裁判所では何かお考えになつておられることがあるでしょうか、どうでしょうか。まあ私の素人考えではですね、よく裁判所は管轄外だといふふうなことをおつしやいます。それから又政府に向つて最高裁判所が申入れをするといふことは、これは又三權分立の趣旨からどういふことだか、まあなされ得ること、又なすべきことであるといふことを、なさつ

ておられるのか、尽しておられるのか、これは全くただ放つておいたのじや大変だと思ふ。それでは裁判官が皆神経衰弱になつてしまふものではなないでしょうか、この事件を扱う人は……。そこで裁判所で、立法府として、行政府として許さるべきことであり、又なさるべきであるような方法があるでしようか、ないでしようか、全く方法がないでしようか、どうでしようかという点が一つであります。その点から伺つておきます。

○説明員(岸盛一君) やはり裁判所は裁判権の範圍を守るといふのが憲法上の鉄則でありますので、この立法府、行政府のことに對してとやかく申入れをするといふようなことはございせんが、そういう國民の權利義務に關連する重大な問題、これは占領が解かれて日本の裁判権が完全に独立を回復した後に對しては、本當に裁判所に課せられた重大な義務としてそういう問題を憲法の條規、法規に照らして解決しなければならぬといふ趣旨のことは、再三再四全国の裁判官に向つて長官も言われておりますし、又その回答の際においても、占領期間中のいろいろな法令が果して憲法に合うかどうかといふむずかしい問題を研究しなければならぬといふようなことをやつております。

○羽仁五郎君 今のお答えの中にもそのした行為が犯罪とされて法廷に持出されておられるといふことの根柢となつておられるところの法律が憲法違反であるといふ場合には、國民がどうしてもこれは納得しませんが、従つて手段を尽して不満を訴えるでしよう、その結果、教育の低い、又現在の政府が國民に与

えておられる教育の低さといふものから、原始的な方法に訴へるといふようなこともあるのじやないか。その点において、今のお答えは大変に有難いと思ふのですが、その憲法違反の法律とか、或いは憲法の趣旨に反する処置とか、或いは憲法の趣旨に反するような事件、状態とか、これは状態までも含むと思ふのですが、その点について十分新らしく敏感でおられるといふことを伺つて大変有難いと思ひます。

第二に伺いたいことは、これは判事なり裁判所の御方針としまして、最近今のような点が露むものですか、純粋な刑事事件とそれから政治關係とが混り合つて来るものが残念ながらどうも増えるのじやないかと思ふのですが、この破防法のようなものが通りまゐるが、この破防法のようなものじやないかと思つて、非常に残念に思ふのですが、この点につきまして裁判所はそれの裁判官のかた゠の認識と言ひますか、昔ですと實際殺人とか暴行とか汽車の顛覆とかいふことは單純な行為であります。明治、大正、昭和の時代の列車顛覆といふことと今日の列車顛覆とは随分意味が違つて来る場合があるのじやないか、そこでその点についての御判断が、やつぱり人殺しは人殺しだ、どういふ理由があつたつて殺人は殺人だ、暴行は暴行だ、列車の顛覆は列車の顛覆だといふように御覽になつておられるでしようか。それともそこには二種の違つたものがある、従つてそれに対する態度には多少考へるべき点があるといふふうにお考えになつておられるでしようか。その一般的な考へを伺いたいと思ひます。

○説明員(岸盛一君) その点につきま

しては、これも從來からさうに考へられておりますが、刑事の事件といふものはその罪名にとらわれてはいけな、單なる窃盜とか詐欺とか横領であつても、それが同時にものと大きな經濟秩序を破壊するといふ意味を持つ場合もあるし、殺人や暴行、傷害であつてもその背後に流れておるものによつてはただ法律的にだけその事件を見ることで十分その事件の核心を掴むことができない、そういう点について刑事の裁判官は新しい時代感覚、新鮮な感覚、高い教養を持たなければならぬといふことを自覺し合つて行つていかなければならぬ。

○羽仁五郎君 只今のお答えは、その政治的な感覚が違ふ。一層磨くべきだといふお答えじやないのですか。

○説明員(岸盛一君) はい。

○理事(伊藤修君) 視野を豊かにして常識を豊かにする……。

○羽仁五郎君 それが大変だと思つて……。そうじやない、場合によつては政治的な理由があるために却つて同情すべきものがあるとお考えになるといふお答えだと思ひます。

それから第三の点を伺つておきたいのですが、今の裁判官が苦悶せられておられるといふものは、私は非常に尊いものだと思ふのです。これはさつきは御同僚申上げると申上げましたが、實際私は拝んでおられるといふふうにおつた。これは社会の最後の場所が裁判所に持つて行かれるのですから、ですから途中で、端的な例は、検事にひどい目に遭へば今度は裁判官に向つてその忿懣を洩らしますよ、検事に洩らすと大変だから裁判官に洩らす、警察にひどい目に遭つても裁判所に持つて

来る、而も裁判所は先ほど申し上げましたように、三権分立の趣旨を守つて、これらが政治上の理由から出ていたと思つても、内閣に向つて検事が責任だといふことを言われることはできないといふところに私は裁判官の本當に、普通の言葉で言ひ、神のごとき裁判官といふことの意味がそこにあるのだらうと思ふ。少くともそういう意味において裁判官が苦しまれるといふことは私は深く御同情申し上げるけれども、同時に併しそれは深く尊敬し、又それに深く期待しなければならぬ点ではないかと思ひますので、そこで何つておきたいのですが、その苦悶が簡単な方法で解決できる、例えば本法のようなもので解決できるという方向にお考えになるのではありませんか。それとも今後恐らくは、非常に私は心配します、が、社会の進歩と制度の固著といふものから来る矛盾によつて、これはもつと社会の制度がどんなに変わつて来ても、社会の進歩に即応して制度が変われば裁判官のそういう苦悶といふものは少いと思ひますが、現在の制度といふものは牢固として抜くべからざるものであり、これを支持せられる人も多数おられると思ひますが、その苦悶とその苦悶はなかく深い。その苦悶を簡単な方法で解決することはできないといふような趣旨の方にお考えになつてゐるのでしょうか。

○説明員(岸盛一君) その点につきましては、そのような苦悶はこれは裁判官の宿命であつて、又法律で直ちに解決できるとは考へておりません。
○羽仁五郎君 有難うございました。私はこれらの問題は実質的な理由に基いて伺つてゐるのであります。第一の点が誤り導かれますと、これは私も自身経験した問題であります。大正の末年から昭和の初年にかけて、これが検事のかたも、やがては裁判官にもそれが及んだ。即ち労働者階級などの裁判の過程において、不服な被告は検事をいわける資本家の犬といふふうになり、暫らくは御辛抱になつておられますが、やがて御辛抱になれないで資本家に向つて行くといふことをなすつたことはよく御記憶の通りであります。これはそういう方向で解決される問題ではないので、實際その人間の、今お使いになりました通りのギリシヤ悲劇的な悲劇であるといふ意味では、それこそこれは又裁判官が非常に高い天職として考へられてゐるという点であると思ひますのであります。
その次に伺ひたいと思ひますのは、この第四條の二項ですが、第四條の二項に、「前項の裁判は、第二條第一項にあたる行為が終つた時から一個月を経過した後は、することができない。」といふことになつております。提案者の御趣旨はどういう点にあるのでございましょうか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) これは一種の刑事訴訟法の時効のようなもので、こゝまで経つてなお且つ不安な程度に置くといふことは面白くないから、これだけ済んだらやらんでよからう、こういう趣旨でございませう。
○羽仁五郎君 そうすると、まあいつまでもそういうものを追つかけない、もつと短くなつたほうがよかつたのではないでしようか。一ヶ月というのには必要にして最小限度なんですか。
○衆議院議員(鍛冶良作君) これは感覚の問題ですが、それくらい……二日や三日ですぐやるといふことは却つて法の威信を害するのではありませぬでしょうか。

○羽仁五郎君 併し御説明下さいます。目的は、その裁判がそこで進行するといふことの目的のようでありませぬ。その追つかけるほうは一カ年追つかけるというのはいかばかり少しパランスが……これは併し見解の相違になりますからもうやめませう。
それから次に伺つておきますが、第二の問題であります。この法律は常にクライテイアがはつきしておられなければならぬと思ひますが、この法律の第二條なんですね。つまり何を罪と規定してゐるのかといふことが、そしてここに、もう条文について御説明を伺わなくても結構なんでありませうが、第一に問題にしなければならぬのは「暴言」といふことです。暴行といふことになればこれは実害があるといふことなのであります。暴言は如何なる言葉であらうとも、その実害がな言葉が害をなすことではないといふのは、實際ギリシヤ以来の我々の思想の進歩の結果得られることなので、これが法で覆されて暴言といふものが直ちに制裁の原因になるといふことは甚だ悲しい氣持がするのですが、どうしてこれはなかりやならぬのですか。
○衆議院議員(鍛冶良作君) 勿論言葉のみをとらえてそれを制裁の対象にいたしますことは面白くないことは申すまでもありません。であります。が、先ほど来し……問題になりまして、たゞ、裁判といふものにはおのずから威厳が備わらなくてはならない。その威厳は、先ほどから言うようにに裁判官自身の徳と更に又、裁かれる者も、裁判といふものは最も神聖なもので公平にやつてもらわなければならぬ。その裁判には服しななければならぬ。このように私は考へ方を持つて行かなければならぬと思ひます。それを度を超えて裁判そのものを侮辱するものであれば……暴言といふものはどういふものかといひますと、これは常識で考へて、余り聞いておれないようなことを使う場合と、かように解釈しております。

○羽仁五郎君 言葉のほうはやさしいものであります。言葉の暴言を禁ぜられますと、それは無言になるか、そうでなければ行ひになるかどつちかです。無言になれば批判の制限といふことになりませう。行ひのほうに行けば言葉の上では幾ら……のひどいことを言われても、一晩も寝れば忘れてしまひますが、併し受けた傷といふものは一晩寝ても消えない。私はこの点は非常に遺憾の意を表します。併してそれ以上は何も申しません。
第二にこの法律で何わなければならぬ点であります。これは誰に向つて罰するか。ただ乱暴をしたものはすべてとなつておりますが、いふ……乱暴されるかたもありませう。こゝでその利益をこゝで一々伺ひたいのですが、伺ひませんが、ただ一つ承つておきたいのは、弁護士のかた……弁護士のかた……「暴言、暴行、けん闘その他不逞な言動で裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者は」といふふうになされて、本法を適用せられることはあるのですか、ないのですか、それを伺ひます。
○衆議院議員(鍛冶良作君) 訴訟行為そのものに対しては、さうなことはなと思ひます。ただこの秩序を維持するといふ、この点で、秩序を破壊する行動に出られた場合、立証のためにやられる弁論のため、そんなことじやありません。それ以外に、要するに法廷の秩序を壊すといふ言動に出られた場合には止むを得ないのじやないかと思ひます。
○羽仁五郎君 弁護士が適用せられる場合があるという御答弁がありましたが、私はこの点において、本法は絶対に反対しなければならぬと思ひます。もう時間の関係がありますから一々伺ひません。併し弁護士の中に悪い弁護士と善い弁護士があるといふやうなお考へがあるとすれば、これは間違つておる。人間に天使と悪魔の二種類あるものではない。悪魔に適用される法律は必ず天使に適用せられるといふことは、これは鉄則です。動かないものです。だから悪い弁護士或いは共産党の弁護士或いは法廷闘争を考へてゐる弁護士はかかるかも知れないといふことは、最善の弁護士がかかる可能性になるのであります。ですから、こゝで伺つておきますが、本法が仮に有効になりました場合に於いては、裁判所においてはその規則を制定せられるといふことなんです。併し本法は如何なる意味においても弁護士が適用せられるものではないといふように明記せられる御意思があらうのかどうか、その点を伺つておきたいと思ひます。
○説明員(五鬼上堅磨君) 法のルールの問題ですが、法律の施行の意味で、或る程度ルールに任せられておるので

ありまして、法律の趣旨を伴わないようなルールは、裁判所としては規定するつもりはございません。

○羽仁五郎君　そうすると、只今お願いしましたようなルールができないということなのですね。

○衆議院議員(田嶋好文君)　只今最高裁判所の事務局長からお答えがありましたが、法律に反したルールはできない。その点をもう少し鍛冶君の説明に附加してお答えをいたしますと、弁護士の場合は、正当な職務の執行の場合、これは絶対にこの法律にはかかりません。正当な職務、これを御記憶願います。ただ弁護士が個人として、やはり先ほど申し上げましたような法廷闘争に参加する場合もございまして、これが弁護士ではございせん。資格は弁護士であるが、弁護に立つた弁護士でない、こういうふうな区別をしております。併しこれは個人としてお互いに思想上の法廷闘争なんかには立つのですから、この場合は処罰されても止むを得ないのではないかと、正当な職務を行う弁護士は、この法律によつて処罰されるということとはございせん。

○羽仁五郎君　御説明の趣旨はこう伺つてよろしいでしょうか、個人として行動している、この場合は弁護士だか、法務府のお役人だか、国会議員だかということには関係がないのですか。私の申し上げている弁護士というのは、その職業が弁護士であつた。その日は開で法廷にやつて来て騒いだという意味ではない。私の申し上げた弁護士というのは、その法廷において弁護士として活動しておられるかたという意味なのですが、そのかたはかからないのですか。

○衆議院議員(田嶋好文君)　こういう場合をこの間目撃したのでありますが、私は実は名古屋の裁判所において、現実に起つたおかしな話ですが、あたまたつてつるてん／＼に売れた判事、名前も私は知つておるのですが、非常に手際よく法廷で事件を裁いておられるのです。なか／＼うまく秩序が保たれておる。何か機会があつたら騒ごうとしておる人に騒ぎの機会を手えない。たま／＼そのとき法廷の一部から騒ぎ立て、売しつかりやれという、こういう号令がかつた。それに応じて法廷がわつと騒ぎ出した。そうすると弁護士も同じように、売しつかりやれ、しつかりしなれば駄目だと言つた。私はこれは弁護士としての正当な職務を執行して行つておる。私はそのとき感じましたが、そういう例がありますから……。

○羽仁五郎君　本法の提案者に伺いますが、只今御説明になりました場合は、本法は適用せられますか。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　そのときの場合によると、こういうふうにお考え頂きたいと思ひます。

○羽仁五郎君　質問にお答え願ひたい。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　そのときどういふことになりましたか、そういうことも弁護権の範囲を逸脱しておるという意味で田嶋君が言われたと思ひますが、我々として考えておりますのは、弁護権の行使に關しましては、本法の適用は絶対にない。弁護権の行使

以外の行動に出られた場合には、それはかかることもあるだろう、かように申すのであります。例えば広島事件のごときは、被告人を扇動した。これはどうも弁護権の範囲だとは思われな

い。被告人を扇動することを扇動してやつた。こういうようなことに対するものは弁護権の範囲とは認めないのも止むを得ないやないかと思ひます。

○羽仁五郎君　その点については、私は不幸にして弁護士というふうなお仕事を全然知らない。弁護を依頼した依頼人として以外に……それから法律のことにについては皆様もよく御承知のようになり、全く素人です。ですから簡単に答えて頂きたいのですが、どこまでが弁護士の職務であるということとは、これは客観的にきまつてゐることだと思ひます。で、それは勿論広くも解釈され、狭くも解釈されると思ひます。が、そこで最高裁判所に伺つておきたいと思ひますのは、先ほどからお答え下さいましたルール制定の問題であり

ますが、広い意味で解釈される職務を行う限りの弁護士は本法の適用を受け

るものではないかというふうなルールはできるのでしょうか、どうでしょうか。

○説明員(五鬼上堅吉君)　この法律の趣旨を逸脱するようなルールは作るつもりはございません。

○羽仁五郎君　そこでさつきお願いしておいたのでありますが、私は法律の専門家でないで、只今の答弁を頂きますと、私の疑問がどう解決されたのか一向わからないのであります。

○説明員(五鬼上堅吉君)　只今提案者から御説明のあつたように、法廷の秩序を乱した場合には弁護士でも適用が

ある。そういう法律の解釈になるとすれば、それに反するようなルールは最高裁判所では扱わない、作るつもりはございません。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　弁護権の範囲というのは我々にはわかりません。誰が見たつて、これは弁護権の範囲ではないといふことはわかつて来ます。そういう場合でなかつたら適用がないといふことだけは確言いたします。

○羽仁五郎君　よくわかりました。そこで伺つておきたいのですが、極く最近の一九五二年三月十六日のニューヨーク、タイムズの記事ですが、最近アメリカで皆様よく御承知のように、有名な共産党の關係の事件、一九三九年から起つてゐる係争の事件ですが、その判事のメジナ判事が、その事件の法廷において活動されました六人の弁護士に對しまして、一カ月から六カ月の禁錮刑の申渡をされました。その理由は、裁判長に對して激しく、そして長く争つたという理由であります。これは最高裁判所に訴えられました、最高裁判所は五對三でこのメジナ判事の決定を支持されました。その三人の判事はヒューゴ・ブラック、ウイリアム・ダグラス、フエリクス・フラン克福

ルター、この三人で、この三人の御意見は、メジナ判事以外の人がこういうことをきめればよかつた。なぜなら彼自身が告発者となつて、彼自身が裁判したことは遺憾だ。従つてこの決定は我々は支持することができない。併しこれは三人だけでありまして、他の五人の最高裁判所の裁判官はこの決定を支持したのであります。そこで提案者に對して伺つておきますが、その裁判官に對して激しい言葉で長く争うと

ある。そういう法律の解釈になるとすれば、それに反するようなルールは最高裁判所では扱わない、作るつもりはございません。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　弁護権の範囲というのは我々にはわかりません。誰が見たつて、これは弁護権の範囲ではないといふことはわかつて来ます。そういう場合でなかつたら適用がないといふことだけは確言いたします。

○羽仁五郎君　よくわかりました。そこで伺つておきたいのですが、極く最近の一九五二年三月十六日のニューヨーク、タイムズの記事ですが、最近アメリカで皆様よく御承知のように、有名な共産党の關係の事件、一九三九年から起つてゐる係争の事件ですが、その判事のメジナ判事が、その事件の法廷において活動されました六人の弁護士に對しまして、一カ月から六カ月の禁錮刑の申渡をされました。その理由は、裁判長に對して激しく、そして長く争つたという理由であります。これは最高裁判所に訴えられました、最高裁判所は五對三でこのメジナ判事の決定を支持されました。その三人の判事はヒューゴ・ブラック、ウイリアム・ダグラス、フエリクス・フラン克福

ルター、この三人で、この三人の御意見は、メジナ判事以外の人がこういうことをきめればよかつた。なぜなら彼自身が告発者となつて、彼自身が裁判したことは遺憾だ。従つてこの決定は我々は支持することができない。併しこれは三人だけでありまして、他の五人の最高裁判所の裁判官はこの決定を支持したのであります。そこで提案者に對して伺つておきますが、その裁判官に對して激しい言葉で長く争うと

ある。そういう法律の解釈になるとすれば、それに反するようなルールは最高裁判所では扱わない、作るつもりはございません。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　弁護権の範囲というのは我々にはわかりません。誰が見たつて、これは弁護権の範囲ではないといふことはわかつて来ます。そういう場合でなかつたら適用がないといふことだけは確言いたします。

○羽仁五郎君　よくわかりました。そこで伺つておきたいのですが、極く最近の一九五二年三月十六日のニューヨーク、タイムズの記事ですが、最近アメリカで皆様よく御承知のように、有名な共産党の關係の事件、一九三九年から起つてゐる係争の事件ですが、その判事のメジナ判事が、その事件の法廷において活動されました六人の弁護士に對しまして、一カ月から六カ月の禁錮刑の申渡をされました。その理由は、裁判長に對して激しく、そして長く争つたという理由であります。これは最高裁判所に訴えられました、最高裁判所は五對三でこのメジナ判事の決定を支持されました。その三人の判事はヒューゴ・ブラック、ウイリアム・ダグラス、フエリクス・フラン克福

ルター、この三人で、この三人の御意見は、メジナ判事以外の人がこういうことをきめればよかつた。なぜなら彼自身が告発者となつて、彼自身が裁判したことは遺憾だ。従つてこの決定は我々は支持することができない。併しこれは三人だけでありまして、他の五人の最高裁判所の裁判官はこの決定を支持したのであります。そこで提案者に對して伺つておきますが、その裁判官に對して激しい言葉で長く争うと

ある。そういう法律の解釈になるとすれば、それに反するようなルールは最高裁判所では扱わない、作るつもりはございません。

ある。そういう法律の解釈になるとすれば、それに反するようなルールは最高裁判所では扱わない、作るつもりはございません。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　弁護権の範囲というのは我々にはわかりません。誰が見たつて、これは弁護権の範囲ではないといふことはわかつて来ます。そういう場合でなかつたら適用がないといふことだけは確言いたします。

○羽仁五郎君　よくわかりました。そこで伺つておきたいのですが、極く最近の一九五二年三月十六日のニューヨーク、タイムズの記事ですが、最近アメリカで皆様よく御承知のように、有名な共産党の關係の事件、一九三九年から起つてゐる係争の事件ですが、その判事のメジナ判事が、その事件の法廷において活動されました六人の弁護士に對しまして、一カ月から六カ月の禁錮刑の申渡をされました。その理由は、裁判長に對して激しく、そして長く争つたという理由であります。これは最高裁判所に訴えられました、最高裁判所は五對三でこのメジナ判事の決定を支持されました。その三人の判事はヒューゴ・ブラック、ウイリアム・ダグラス、フエリクス・フラン克福

ルター、この三人で、この三人の御意見は、メジナ判事以外の人がこういうことをきめればよかつた。なぜなら彼自身が告発者となつて、彼自身が裁判したことは遺憾だ。従つてこの決定は我々は支持することができない。併しこれは三人だけでありまして、他の五人の最高裁判所の裁判官はこの決定を支持したのであります。そこで提案者に對して伺つておきますが、その裁判官に對して激しい言葉で長く争うと

ある。そういう法律の解釈になるとすれば、それに反するようなルールは最高裁判所では扱わない、作るつもりはございません。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　弁護権の範囲というのは我々にはわかりません。誰が見たつて、これは弁護権の範囲ではないといふことはわかつて来ます。そういう場合でなかつたら適用がないといふことだけは確言いたします。

○羽仁五郎君　よくわかりました。そこで伺つておきたいのですが、極く最近の一九五二年三月十六日のニューヨーク、タイムズの記事ですが、最近アメリカで皆様よく御承知のように、有名な共産党の關係の事件、一九三九年から起つてゐる係争の事件ですが、その判事のメジナ判事が、その事件の法廷において活動されました六人の弁護士に對しまして、一カ月から六カ月の禁錮刑の申渡をされました。その理由は、裁判長に對して激しく、そして長く争つたという理由であります。これは最高裁判所に訴えられました、最高裁判所は五對三でこのメジナ判事の決定を支持されました。その三人の判事はヒューゴ・ブラック、ウイリアム・ダグラス、フエリクス・フラン克福

ルター、この三人で、この三人の御意見は、メジナ判事以外の人がこういうことをきめればよかつた。なぜなら彼自身が告発者となつて、彼自身が裁判したことは遺憾だ。従つてこの決定は我々は支持することができない。併しこれは三人だけでありまして、他の五人の最高裁判所の裁判官はこの決定を支持したのであります。そこで提案者に對して伺つておきますが、その裁判官に對して激しい言葉で長く争うと

ある。そういう法律の解釈になるとすれば、それに反するようなルールは最高裁判所では扱わない、作るつもりはございません。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　弁護権の範囲というのは我々にはわかりません。誰が見たつて、これは弁護権の範囲ではないといふことはわかつて来ます。そういう場合でなかつたら適用がないといふことだけは確言いたします。

○羽仁五郎君　よくわかりました。そこで伺つておきたいのですが、極く最近の一九五二年三月十六日のニューヨーク、タイムズの記事ですが、最近アメリカで皆様よく御承知のように、有名な共産党の關係の事件、一九三九年から起つてゐる係争の事件ですが、その判事のメジナ判事が、その事件の法廷において活動されました六人の弁護士に對しまして、一カ月から六カ月の禁錮刑の申渡をされました。その理由は、裁判長に對して激しく、そして長く争つたという理由であります。これは最高裁判所に訴えられました、最高裁判所は五對三でこのメジナ判事の決定を支持されました。その三人の判事はヒューゴ・ブラック、ウイリアム・ダグラス、フエリクス・フラン克福

ルター、この三人で、この三人の御意見は、メジナ判事以外の人がこういうことをきめればよかつた。なぜなら彼自身が告発者となつて、彼自身が裁判したことは遺憾だ。従つてこの決定は我々は支持することができない。併しこれは三人だけでありまして、他の五人の最高裁判所の裁判官はこの決定を支持したのであります。そこで提案者に對して伺つておきますが、その裁判官に對して激しい言葉で長く争うと

ある。そういう法律の解釈になるとすれば、それに反するようなルールは最高裁判所では扱わない、作るつもりはございません。

いうことは、本法の適用は受けるのでしようか、受けないのでしようか。弁護士がですね。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　アメリカにおいてはいろいろな例があります。ですが、根本は、裁判官、先ほども裁判官の威信を害したということが問題になつておりますが、この法案ではさうなことはございせん。従いまして、秩序を害したものでなかつたらありませんから、裁判官に對して侮辱であるとか、無理な注文をしたとかいふ場合においては処罰の対象にはならないと思ひます。それははまらないものと解釈しております。

○羽仁五郎君　そうするとお答えは、客観的に見て弁護士が法廷においてこの職務を行なつてゐる範囲においてはかからんと、こういうわけですね。

○衆議院議員(鍛冶夏作君)　その通りでございます。

○羽仁五郎君　そういう解釈は、裁判所においては御制定があると伺つてよろしいのですか。

○説明員(五鬼上堅吉君)　その点は法律の解釈の問題で、ルールで特に定める必要はないのであります。

○羽仁五郎君　私は長く申し上げませんが、私どもが不当な処置を受けたと思ふことがございします。そしてその最後の救ひを裁判所に求めます。で、その際唯一の頼りとするものは、弁護士のかたに頼るほかにないのでございします。従つて弁護士のかた／＼の活動が掣肘されるような法律を憎みます。そういう趣旨で申し上げてゐるのであります。で、暴言といふことになりまして、弁護士のかた／＼がはつきり私たちの悲しみなり、訴えなりを表現せられるこ

とが困難になりはしないかというように思うので、場合によつては随分激しい言葉も使つて頂いて、初めて我々の不満なり、苦情なりというものを弁護士のかな／＼が現わして下さる。そこで我々も判決の結果に服するということにもなるので、こんな自分分は悲しんでいるのに、弁護士のかな／＼は遠慮した言葉ばかりでなさつて、私の気持は裁判官に伝わらなかつただらうかという気持ですと、又伝わっていないと、それでは、もう判決なんか待たないでここから逃げたいというように思ふこともあると思ひますので、その点についてどうか一つ深慮の考慮を払つて頂きたいと思ひます。

○説明員(五鬼上堅警署) 只今問題になりまして弁護士の正当なる弁護権の行使に對して、本法を適用されるようなことは、實際上の取扱ひにおいてもないと思ひますし、又最高裁判所といふしましても、この法律の趣旨をよく体してさうに処置して行きたいと思ひます。

○理事(伊藤修君) 今の点に對しましては、最高裁判所からこの解釈について全裁判官に指示されるというお氣持があるのですか。

○説明員(五鬼上堅警署) 十分この法律の趣旨を徹底させるためにさうな取扱ひをし、或いは通達等によつて趣旨を徹底させたいと考えます。

○羽仁五郎君 私ども裁判に關係しましたり、或いは大学における公開審理なり、或いはいわゆる人事院における公平審理の際についても悲しむことは、この審理の始まる前に、どういふふうにか裁判をして頂きたいとかいふことについてはい／＼な希望があり

ます。それを是非入れて頂きたいという学生なり何なり、その当事者の希望も誠に無理からんところがございませう。併しそれがそれで簡単にルール・ブックされてしまふというふうになりますと、どうしても納得しないというところがありますので、その裁判をどういふふうにして頂くかということにつきましては、私も弁護士のかな／＼にいろいろ／＼お願いすることがあると思ひますが、その場合の弁護士のかな／＼がたのそ／＼いう裁判の始まる前と言ひますのですか、私詳しく技術的なことは知りませんが、その審理手続について、弁護人が争われることも、勿論先ほどの弁護権の内容に入るのですか、入らないのですか。

○衆議院議員(鍛冶良作君) そういういふことは當然入ります。どういふ場合か知りませんが……たださういふことはこれには全然關係のないものであると、さう御了承を願ひたいと思ひるのであります。

○羽仁五郎君 禿しつかりやれということとは喜ぶべき言葉ではないが、その程度のこととは全く關係がないということにして頂きたいと思ひます。

それから次に移りますが、第三の点は、この法が不当に適用された場合の救済の問題であります。これは濫用の本質的な真れがある。第一は、告発者が裁判をするというところにあると思ひますが、この点において本法は裁判官のみならず自分の告発したものと他の裁判官がなさるのですか、それとも他の裁判官がなさるのですか。それとも他の裁判官がなさるのですか。○衆議院議員(鍛冶良作君) 原則としてでき得れば他の裁判所で作らせること

とがよいと思つております。ただ實際問題といつたしまして、余りやかましい証拠なんかの要らんものなんです、この裁判といふものは……そこで實際問題として、二十四時間以内に恐らく法廷が済んでから、お前さつきあひうことを言つたから、あれをやつたから、二日間監禁するとか、一萬円の過料にするとか、これだけなんです。ところで普通一般の訴訟のように証拠を出したり何かすることがないものだから、他の裁判所では却つてやりにくいことがあつてはせんかということが一つであります。そこでこれを本當に秩序としてずつと軽いものにする。もう一つの事例は、裁判所に判事が一人しかおられない裁判所が相当日本にたくさんある。そこでこの二十四時間以内といふことでほかの裁判所から持つて来るというところ、間に合はんことがあつて、さういふ場合があらますから、原則として、でき得ればほかの裁判所でやるが、そうでない簡単なものは、い

わゆる止むを得ない場合はその裁判所でやつてもいい、さういふことにいたしましたわけでありませう。

○羽仁五郎君 最高裁判所は、その点については、さういふふうには御覽になつておりますか。私の質問は告発者が裁判するといふことはいわゆるコンスタテューションナル・リミテーションに考へるのですが、本法の場合……

○説明員(五鬼上堅警署) これは提案者から説明されたと同様に考へておりますが、ただ問題は實際問題として、大体一人しか裁判官のいない裁判所が支部だけでも七十幾つもあるし、簡易裁判所のある所が四百何カ所もある。

大部分の裁判所はさういふような状態です。従つて当該裁判官が裁判するものが最もよいのだという考へ方もございませう。又証拠やその他の点において今おつしやつたような点があります。この点はルール委員会において十分検討して行きたいと思つております。

○羽仁五郎君 告発者がみづから裁判しないといふことは、近代社会の守らなければならぬ最高の鉄則の一つだと思ひますが、只今の御説明であります。と、先ず裁判所の事情とか、或いはそれが秩序であるとかいふような二義的な理由から、第一義的な原則が覆えされようとしておるといふふうには判断いたしますが、それでよいのですか。

○説明員(五鬼上堅警署) 必ずしも第一義的とは考へていないのであります。さういふ御議論があるところでありませうから、十分検討いたしたいと思ひますが、實際の運営上他の裁判官がでないといふことをただ申上げただけであります。

○衆議院議員(鍛冶良作君) 我々が説明いたしましたのは、原則として他の裁判所でやる限りやつてもらひたい。やらせるといふふうには考へております。止むを得ない場合は、さういふ簡単な場合ならば差支えない、かやうに考へております。

○羽仁五郎君 他の裁判所で……、裁判官が何人もおられる場合には別の裁判官がやるということですね。

○衆議院議員(鍛冶良作君) さういふことであります。

○羽仁五郎君 これは余り時間を……最初の予定ではどうも三日ぐらいかかつてしまふので、もうこれでやめなければならぬと思ひますが、問題として挙げておきますが、第三の点で、いわゆる不当な措置を受けた者が救われるか救われないかという第二の問題としては、この罪の性質が極めて漠然としておるために救われない場合が多からうといふことを申し上げます。それから不当な措置を受けることが救われない真れがある、本質的に存在しておる。第三の理由は、裁判官が中立の地位を保つということが必要であるのに、本法においてはその中立の地位が失われる。これら三点は、近代法において、不当な措置がなされた場合に必ずそれが救われなければならないといふ鉄則を覆へておるといふ点だらうと思ひます。

で、これらの点について質疑をしてありますといふ／＼なんです。質疑は大体今まで伺ひましたので、御趣旨はよくわかりましたから、質疑はこれで打ち切りまして、後に討論の際にすべて申上げさせて頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(鍛冶良作君) このなにか外のと違つておる点はすね、今申しましたように眼の前で見えておるといふこと、それから秩序が當然としておるといふこと、それから不服の申立をいたします。この不服の申立は原裁判所です。さうすると原裁判所は、自分がやつたけれども、もうよからうと思つたら自分での裁判を変更することができるといふこと、ここに大分違ひがあります。それからその後、これは今申しますのは第五條の第二項で大変特異なところがあります。更に第七條の第八項におきまして、「監置の裁判を受けた者について、当該裁

判の執行によつて著しく健康を害する虞があるとき、その他重大な事由があるときは、裁判所は、本人の請求又は職権により、当該裁判の執行を停止することができるといふに、自分やつたのでも自分で取消したりすることができ、かういふやうな一種特別なものでありまして、一般の刑事裁判とは異なるものであることだけを御認識願ひたいと思います。

○羽仁五郎君 提案者の御説明はわかりました。ただ先ほど申上げた本質的な点が二義的な点で救われることはできない。

○吉田法晴君　この制裁として監置、それからその前に拘束ということがあはれるわけでありますが、拘束とそれから監置というのは、本質的に同じだと思ふのでありますが、なお違つております点、事実問題として恐らくその当日は一応身体を拘束するということであることは、監置と同じじゃないかという気がいたしますが……。

○政府委員(野木新一) 自由を拘束するといふその面は同じであります。が、この第三条第二項の拘束は、制裁としての自由の拘束ではないわけでありまして、この点が性質的に違つておると思ひます。

○吉田法晴君　そうすると監置は制裁である、拘束は事実上の監置をするのか、せんか、しなくても事実上の拘束であつて、制裁でない。こういう御説明のようですが……。

○政府委員(野本新二君) 平たく申せばさようでございます。

○吉田法晴君　そうしますと、この制裁は刑罰じゃない、秩序罰だ、こういふお話でありますけれども、二十日と

いう期限もあつて、二十日以下でありますけれども、實際上どの程度におやりになるのか知りませんけれども、これが一日、二日の拘束とか何とかといふことではなくして、二十日にもだんだんやつて行きますと、少しやはり

実質問題として刑罰に近くなつて来るのじやないか、こういう感じがいたしますが、秩序を維持するためにその法廷から排除する、或いは懲らしめるということがないのなら、秩序を維持するというのが第一の目的ならば、拘束を多少延長したところで二十日をもつと一週間以下といひますか、そうい

うことをされても目的が達せられるの
じやないかという気がいたしますが、
その辺のお考えはどうでありますか。
○政府委員(野木新一君) この秩序罰
としての監置の期間はどのくらいが適
当であるかという点につきましては、
いろいろ議論がありまして、最初この
法案が法廷侮辱制裁法というような形
になつておつたときは、百日という

燃らしめてやろうというようなそういう要素がやはりあるのではありませんか。

○政府委員(野本新一君) 理論上は現実の妨害を排除することによって多少附加わつて、或る程度制裁という趣旨もあるわけがあります。

○吉田法晴君　そうすると一応排除することだけでなくして、制裁という意味を私はまあ懲らしめということを言いましたが、そういう意味もやつぱり含まれていると、こういうことに解釈してよろしいございますか。

○政府委員(野本新一君)　さようでございます。

○吉田法晴君　そうすると法の目的から言いましても、これは一種の法廷秩序維持というのは、裁判権の警察的なものと言いますか、まあ警察、裁判所の、そういう裁判所の警察と言うところ、かしいですが、警察権の一種であるのかと、こういう感じがいたします。そうすると懲らしめるという要素が入って参りますと、多少警察権の外に出

るのではないかと、感じがいいたします。戀らしめるといふ点から言いますならば、警察処分と刑罰処分との間みたいな性質になつて来るように感ぜられますが、それはどういふ工合にお考へですか。

○政府委員(野木新一君) 監置という点を取上げて今お尋ねがありましたのでありますが、その下の過料という点で考えて見ますと、我が国の法制上いろいろな点で罰金と異なつて、過料の

一つの制度ができておりました、これが今言つた制裁的の意味、秩序を維持するための制裁的な意味において過料が科されている事例はたくさんあるわけでありました。そしてこの監査という目

由の拘束をする、秩序罰と申しましたようにか、過料の体系に属するものとして、は、この監置が職後におきましては新らしく加わるわけでありますが、これら過料と性質は同じであるわけであります。尤も我が国におきましては、自

由の拘束を秩序罰として採用した例は全然ないわけではないわけでありまして、例えばこれは旧憲法時代になつて恐縮であります、旧裁判所構成法にも拘留という名前を用いておりますが、あれは性質上は秩序罰ということでございます、ドイツの裁判所法も同じように刑罰の名前と同じ名前を用

いておりますが、あれも秩序罰という
ことになっております。アメリカのほ
うもコンテンプト・オブ・コートにお
きましては、刑法の刑名と同じ名前を
使っておりますが、これはいろいろ
の点で普通の刑罰と違つた取扱をされ
ておりまして、例えばコンテンプト・
オブ・コートで、一度制裁を科せられ
たものについて別に刑事上の処分を課

求するものではないといつたような点などを見ましても、刑罰という同じ名前を使つておりながら、アメリカにおいでしても、普通の刑罰と非常に異なつた一つの実質的な性格を以て考えられてゐるわけがあります。そういうような点から見まして、この監置という制度もあながちこの法案独得の制度ではなくて、やはり世界に通ずる制度である、こゝに存じてゐる次第であります。

○吉田法晴君　そうするとまあ旧憲法時代にもあつた、外国にもあるからと、こういうお話であります、その点はやつぱり法廷秩序維持という事であつても、新しいこういう身体を拘束

する、國民の自由を制限する制度を作つて參ることは、これは或いはこの法律がどういふことになりますか、ほかの場合にもそういう例をだん／＼作つて參る、こういう点から私ども心配をせられるわけであります。

○政府委員(野本新一君)　　こういふ、何と言つても人間におきましては自由の拘束といふことは一番の苦痛と申し、ましようか、重大事でございました、こういう秩序罰に自由の拘束を広く他の場合においても認めて行くかということになる、これは大問題であると思ひます。併しながらこれは諸外国の例を見ましても裁判所に関する限り、裁判所の秩序を維持するとか、裁判所の威信を維持するとか、そういう場合に非常に例外的に認めておるわけでありまして、我が国におきまして、これを他の普通の場合に広く認めるということは、法務府としても全然考えておりませんし、そういうことは余り適当でないと思存する次第であります。

○吉田法晴君　　ちよつと話が横道にそれたのですが、私がお尋ねをしておるのは、これは受けたほうの側から申しますと、それが法廷秩序の維持のためであるか、或いは別のことであろうか、例えば傍聴ならば傍聴をしておつたつゝ興奮して大声をあげた云々といったようなことで、若しこの制裁を受けたとしたします。そうするとまあ二十日以下ですから、恐らく二十日までにならずにどの程度にこれを考へておられるのか、それもまあ一つ多くの場合をお聞きしたいと思うのですが、例えば二十日ならば二十日とどめ置かれたといったしますと、普通の人間はやはり刑務所に行つていたという印象をこれ

は世間ではするわけですね。そういう点に、若し秩序を維持するといふこと、或いは裁判所の警察権といふならば警察権の範囲内にとどめられる最小限度でなければならぬかと思ふのであります。或いはこれは運用とも関連しますし、この二十日の問題とも関連しますけれども、御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(野本新一君) 運用の点につきましては、先ほど来裁判所のほうから申し、先ほど発言せられておりました、私法務府側といつたとしても十分裁判所としては慎重であるだろうと存する次第でございます。例えば今言つたような大声で発言したといふような場合には先ず注意をして、或いは注意をするにとどめるかといふような運用も考へられ、直ちにこれを発動するといふようなことは、その場所の具体的な場合から見ても注意では聞かないといふような場合に発動になつて、普通の場合には、今いろいろおつしやつた例のような場合にはちよつと注意する程度から始まつて行くのではないかと存する次第でございます。なおそれから単にその妨害を排除する、例えは裁判所で床をたたく、ならすものなどはその法廷から外へ出す、それで足りるのではないかといふ点、これは恐らくそれで足りる場合も相当あるうかと存じます。なお措置につきましては、すでに裁判所法に、単にそれだけの措置だけならば裁判所法でもできるわけでありまして、併しなからそれだけの措置だけではやはり足りない、裁判所が円滑に裁判をして行くためには、諸外国の例を見てもわかりますように、やはり単にそれだけでは足りなくて、或

る程度の秩序罰を課する権限を手えなければならぬ。然らばその秩序罰として自由の制限の期間はどのくらいが適当だろうかと思ひます。やはり二十日といふところが先ず日本の現状におきまして、又諸外国の事例等を見ましても、先ず相当なところだろうと存する次第であります。

○吉田法務卿 そうですね、先ほどルールと書いてございすが、先ほどルールはこしらへるというお話で、実際に各裁判所に関する裁判の判例によつて作られる以外にないかと思ふのですが、立案者なり、或いは法務府でどういふものはその最長、それからどういふものは十日、それから恐らく今のお話の当日法廷外に出すといふことだけで済むものもあるだろうと思ふのですが、この辺は何も基準はないわけですが、それはどういふように標準をきめて運用せられるつもりなのかといふことです。

○政府委員(野本新一君) これは最高二十日でありまして、その間のくらゐにするかといふ点につきましては、一律の基準を設けてありません。その点は我が国の裁判官にお任せすれば、その事態々々に応じて適切な措置がとられるだろうといふことをこの法律は期待して、裁判官をその点では信用してお任せしてある、そういう立て方になつておるものと存する次第であります。

○吉田法務卿 そうするとみんな二十日になるということではないかといふことだけはこれは言えると思ふのですが、そうするとあとの基準が何もないとちよつと理解が困難……。

○衆議院議員(森田真作君) 二十日が

最高なんです。その範囲内において裁判所が適当であるところと定めて得る。それは一般的な刑罰についてはさうなものではないから、あとに裁判所に任せるつもりであります。

○中山福蔵君 ちよつとお尋ねします。二十日以下でしよう。罰金だつたら三万円以下でしよう。罰金を納めるときには一日のくらゐになりますか。

○政府委員(野本新一君) 料科につきましては、秩序罰全部同じであります。罰金と違ひまして、いわゆる罰金を納めない場合には労役場に幾日留置するといふ制度はございせん。これは罰金は結局突きつめて考えますれば、強制執行をし、それができないければそれまでだといふ点、それが罰金と料科と違つて来る。

○中山福蔵君 その点よくわかるので、併しこれは書き放しにや何なりません。紙上遊戯みたいなふうになつてしまふ。この頃二十日とか三万円くらゐ食つたつて一つの広告料と思へば何でもない、面白半分です。だからさういふ点も考へておきまないと、近頃の人間の気持といふのは違つておるのです。新聞に広告すると十円四角くらいかかる、これは安いものです。ただで広告できる、だからさういふことを十分お考えになつておるかんとおんでもないことになつてあな

たがた物笑ひになるのです。これは十分お考えにならんと……、さういふ点はどうお考えになつておりますか。

○政府委員(野本新一君) 誠にうがつた御質問であります。併し制度として立てる場合におきましては、さうか

といつてこれを二十日以下の監置或いは三十年以下の監置、三万円以下の料科、百万円以下の料科として、さうしてそれで足りない場合には労役場に入れるといふようなことにはいたしません。憲法との関係からさういふ考え方はちよつとできませんので、やはりこの法廷等の秩序維持に関する法律案としては、この法案に盛り込まれている程度は必要にして且つ相当なものであると存する次第であります。

○中山福蔵君 十分一つさういふ点は御研究になつて頂かんと遊戯をやつてもらつちや困るので、実際最後はどうなるかといふことをすべての問題について一応御検討なさらんと、さういふふうに行きだけをお書きになると伊賀越えの仇討はできんことになる。やつぱりきつと最後はどうなるかといふことを御検討願つておきたいと思ふのです。

それからもう一つお尋ねしておきますが、私は、法廷で、群馬県の前橋の裁判所と神戸の地方裁判所とそれから大阪の地方裁判所に二、三回ありましたが、検事が、少し弁護士が悪口をいふことを言ふと、或いはその聞こえと、元は官吏侮辱罪とか、公益の代表を侮辱したなどといつてちよつと待つてくれといつてやつておつたもので、今はさういふ過渡期の制度が元の姿をとつていないといふときなんですか。だから修習生といふ者、検事候補、さういふ人については、これは特別にさういふ水をかけないような態度をとることを教へておかないと、裁判長の態度とか検事の態度によつて一つのささいな水といふものが現れて、それにつり込まれて騒ぐといふことがあり

得るのです。だからその修習時代にどういふふうな態度をとつて今教へ込んでおられるか、さういふ点については何とか手配が盛られておりますか。

○説明員(五島上野君) 司法修習制度については、御承知の通り研修所において実際の職務の修習を主としてやりまして、裁判の運営とかいふ方面、実務において将来裁判官たり、検事たるにふさわしいような教育方針をとつて、実務の修習を主として重要な法曹の養成といふことに重点をおいていたしております。

○中山福蔵君 どうか一つさういふ点は十分お考えになつて頂きたい。ささいな水をかけないようには、ささいな水かけるといふ態度をとらないように、立派な紳士として厳然たる態度をとると同時に、本心に謙和な気持を以て被告に臨むといふことには頂かなければとんでもない騒動を惹起する場合が多々あるといふことを特に申し上げておきたいと思ひます。

それからもう二点お尋ねしておきたいのですが、只今いろいろ騒ぎが法廷で始つたうちに、内地人と朝鮮人の暴行した比率はおわかりでございますか。その比率はどういふふうになつておりますか。

○説明員(五島上野君) 正確な比率はちよつと申し上げられませんが、最近では朝鮮人のほうが多いようであります。○中山福蔵君 私の頭が古いかも知れませんが、舞台装置といふものは芝居を見る見物人にとつては大事なことであります。だから法廷の秩序を保つておるような装置、並びに裁判官の着ておる法服は華美屋の着る着物です。全く

あの黒い着物を着てあそこに坐られて裁判を受けるといった葬式屋から裁判を受けておるような気がいたしました。ですからああいうふうなアメリカさんからこういふふうにしたらいいたろうという見本を取寄せてお作りになつたような法服はもう一遍研究し直す必要があるだろうと思ふ。そして弁護士も検事もやはり一定の法服というものを着せて、厳然たる法廷を作り上げて、その中で厳肅に裁判を受けるということが、私は秩序を保つ上には非常に影響するのじやないかということに常々考へておる人間であります。弁護士としてこれはお尋ねしておくのですが、私の頭が古いと言へばそれまでなんです。併し私はやはりそういうふうにして法廷の秩序を保つのがいいのじやないか、これは私の私見であります。裁判所はどういうふうにお考えになつておりますか。

○説明員(五鬼上座) 裁判所における法廷の構造というものは、新しい建物を作る場合には、いろいろ被告の人權その他を重んずるというふうなことから、法廷の出入口その他法廷の設備等についても十分裁判所としては研究して法廷を作りつてあります。併しながら何分古い建物で、古い法服を使つておるものが数多いために、十分とはいえないのですが、その古い建物でもいろいろ改造できるものは改造して、只今の御趣旨に副うようにいたします。法服の点は、この点は決してアメリカから見本をとつたものではございませんで、実際美術学校の専門家とか、それからいろいろ各方面の意見を聞いてあれがよからうというので採用したのでありますが、

外国から見ますとおつしやるような御非難もありますからして、一応又考慮いたしたいと思ひますが、何分これは財政上の問題を伴いますもので、今私どものはりの最高裁判所の事務総局としては、あの法服に多少改良を加えたいというふうなことを考へつつあります。

○中山福蔵君 私はそれで結構です。

○吉田法晴君 もう一遍、二十日の点ですが、昔のあれは警察法関係で二十日の拘留というのがありました。あれは条文覚えておりませんが、あれもやはり最高じやなかつたかと思うのですが、皆二十日になつてしまふというところは、先ほどの御答弁でないというお話を、その運用については、これは訓令その他でおやりになるのかも知れませんが、これもこれも二十日にならないような措置はどういう方法でおとりになりますか。その一点伺ひたいです。

○衆議院議員(磯谷真作君) これはもう一般刑法でも十年以下と、こうなつておりますが、それかといつて皆十年にするわけでもございせん、十年を最高としてその範囲内において裁判所の裁量に任せるといふのは、これは一般の原則でございせんから、今おつしやつた警察犯処罰令は、あれは前に悪用されたのでありまして、今日ではさうなことは……、本當の警察犯で処罰されたものには二十九日ぎりぎりといふものはなかつた。拘留の代りに使つたのはぎりぎり一ぱい使つたのでありますから、これは今日ではさうなことは絶対にないものと我々確信いたしております。

○吉田法晴君 まあ確信せられるとい

うことですが、はつきりいたしませんとその危険性を無視するわけに参りませんが、これはまあと運用に任せるよりほか仕方がございせんけれども、裁判所側のお気持だけを一つ承わつておきたい。

○説明員(五鬼上座) 恐らく最も活用されるのは退廷命令、ただ退廷だけを命じる、或いは二十四時間拘束するといふ程度のもので最も活用されるのであります。非常な悪質なものに對しては、恐らく監行行政処分を採用されると思ひますが、御心配頂くような事件は恐らく裁判所においては起らないだろうと我々信じます。又将来最高裁判所としても、さうな御心配になるような法の運用をなさないよう十分の注意をいたしたいと思ひます。

○吉田法晴君 最後に一点だけ伺ひますが、この制裁の裁判について四項に「制裁を科する裁判をしたときは、手続に要した費用の全部又は一部を本人に負担させることができる。」これは負担させることができるというのでありますから、必ずさせるというわけではありませんが、前項には「証拠調をすることができ、証拠調をする」といふことについて、本人側の請求すべきものを負担せられるような精神かのように考へられるのでありますが、この費用はどういふものでありましようか、承わりたいと存じます。

○政府委員(野村新一君) この費用は、例えばまあ實際問題としてはさうたくさんないと思ひますが、証人を呼んで証人に旅費日当を給しておるというふうな場合がこの四条三項で「証人尋問その他の証拠調をすることができ」といふ規定を置いた關係上出て

出て来ますので、それとの平仄を合せ意味におきまして、四項の規定が出て来たと思ひますが、只今申上げたように、証人の旅費日当というふうなものにございせん。

○吉田法晴君 そうすると若し、さつきの中山さんの御質疑ではございせんが、本人に負担能力がないといつたような場合にはどうなるのですか。

○政府委員(野村新一君) これはまあ裁判所が負担させることができるのでありますから、そこで一つ裁量する余地があるわけでありまして、併し結局負担させたという場合におきまして、非常に理論的に考へて見ますと、第七条の規定によつて、強制執行をして、それでも取れなければそれまでだと、そういうことになるわけですが、

○吉田法晴君 それから先ほど中山委員がお尋ねになりました中で、まあ大部分というわけではありませんが、比率が、最近の事例から見まして、朝鮮人諸君が多いというお話がございまして、その点は裁判所のことでございまして、その点は裁判所のことではないかと、法廷の運用について、何と申しましか、朝鮮人だから言葉が通じない云々というところで、或いは余計感情を刺激することもあるかも知れんと思ひますけれども、何と申しますか、感情を交えざる公平な御処置をこれは要望として特になつておきたいと思ひます。

○中山福蔵君 もう一つ最後に、私はたびたび裁判所当局に申上げておるのですが、この判決とか審理の問題については、これは立入つちやいかん、裁判官は独立だから……併しながら法廷の秩序とかさういふものについては監察制度を設けて、その態度、方式

或いはその他の問題について始終、今度最高裁判所と申しますか、どちらでも結構ですから、始終監察に廻るような巡視制度をこしらへておかれるほうがいいのじやないかと思ひます。この頃の法廷というものは、暑ければ私どものように上着を脱いで扇子を片手に使つてまるで遊山半分に大体やつておるのです。裁判所なんかは。だからこれはやはり裁判官を初めとして、すべてのものがもう少し厳肅にやるように監察制度を設けて、さうしてあちらこちらを見て歩いて、こういう点が悪い、こういう点が悪い、さうしてやつて法廷の秩序の維持に資する行動をとられるほうがいいのじやないかと私は常々思つておりますが、どうでしょうか、こういう点は。

○説明員(五鬼上座) 御尤もな御意見でありまして、まあ監察制度というか何というか、設けるといふのはいいかどうかは別といたしまして、法廷の秩序維持のために、幸い本法案が通過になりまして実施になりましたら、最高裁判所としても法廷の秩序の維持に一層の努力をいたしたいと存じております。もとより只今申されたようなことについては十分考慮いたしたいと思ひます。

○理事(伊藤修君) では、最後にお願ひして置きたいことは、本法の適用は濫用されないこととすね。余り濫用されまして却つて裁判所が威信を害せられないように、これを訓示その他指示事項として論述して頂きたいこと、それから第二には、正當な弁護士職務行為について、本法が解釈上當

然適用されないことを末端まで明らかにして置く頂かんと、いわゆる地方の田舎の裁判官では誤つて適用して拘留されてから争つても仕方がないことですから、そういうような紛争の起らんようなことを事前に取扱われたいこと、それから第三に、本法を適用する場合におきましては、先ず適用の面において、一応私は被告なり原告なりして頂いて、なお且つ反覆してやるといふような場合において適用するといふような、一つの緩衝的な、そこに緩衝地帯を置いておやりになることが一番望ましいと思ひます。直ちにこれを発動していきなり処置されることは好ましくない。却つて裁判所と国民との摩擦を増して裁判所が威信をそれによつて落すやうなことになる、粉砕を助長するやうなことになるから、一応かような法律のあることを予告して、若し誤つて犯した場合においてはそれを戒告して、そして法廷の秩序をそれによつて直ちに取直せば結構なんですから、どうか直ちにこの伝家の宝刀を抜かないように御処置ありたいと思ひます。それからいま一つは、先ほど羽仁委員からも外国の例も引用されましたごとく、いわゆる告訴したものとの裁判するものと同一という立場をとらないという原則は、我が国の実情つてはこれは実際に行えないこととは、これは認められるのですから、一応そういう原則であるといふことをルールの上に明らかにして、例外として裁判官もなし得る、こういうやうな基本的な考え方は明確にしておいて頂きたいと思ひます。これはルールのほうでお賄ひ願ひたいと思ひます。この四点を特に委員会として要望しておきたいと思ひます。

○説明員(五見上原審判官) 只今委員長の御発言、殊に本法の適用に陥らないうやうに、本法の趣旨を十分徹底せしめる、最高裁判所としては万全の処置を講じたい。ルール制定に當りましては、十分御趣旨を制定委員会に披露いたしまして、我々としては御趣旨に副うやうに努めたいと思ひます。

○理事(伊藤修善) 他に御発言もなければ、これを以て質疑を終了することにして御異議ありませんか。

○理事(伊藤修善) 質疑は終了いたしました。よつて本法に對しまして討論に入りたいと存じますが、御意見があれば、御意見を述べを願ひたいと思ひます。

○羽仁五郎君 私本案に反対いたします。

反対の理由は三点であります。第一は、一般的に本法案は、我が憲法の精神に違反しているからであります。その第一で、本法は欠くべからざるものでもない、つまりなくてはならないものであり、かつ適用せられるものである。こゝういふ法律を国会は通過する権限を持ちません。第二は、本法は、日本の現在の裁判の制度を前進させるものではなくて、後退せしめるものだからであります。本法の提案者の御説明或いは政府の御意見の間には、しばしば英米における裁判所侮辱の例を引用されますが、これは全くその説明の目的を達しておりません。その理由は、英米等における裁判所侮辱罪に關する制裁は、その起源を我が国と全く異にしてあります。又その裁判のテクニクを

我が国と全く異にしてあります。それから最も重要なのは第三に、民主主義の伝統の深さと我が国における浅さとであります。これらの重大な点を無視して、軽々しく英米における裁判所侮辱の制度を我が国に移し植えようとする思想は危険なるものはありません。諸君は、例へば映画などにおいて「アダム氏とマダム」といふやうなああいう映画などにおいて御覧になる法廷が、如何に我が国の法廷と違ふかといふことをよく御承知のほうであります。一般的に理由に基く反対の第三は、この法案は、現在特殊事情によつて起つておるところの緊張状態といふものを立法の原因として起るからであります。あらゆる法は、特殊な事情において短期間において発生しているところの緊張状態といふものに戸を立てるといふことは極めて危険なことで、我が国の憲法の精神はこれを禁じているところからあります。いわんや本法は、一種の恐怖心に基いてなされておる。國民を恐怖し、法廷に現われて来る民衆を恐怖するといふことでは、我が国憲法の命ずる裁判といふものは、到底これを行はれることができないと思ひます。この点についていふゆるホットな状況といふものは決して立法の行はれるべき適当な状況ではありません。現在極めてホットな状況を持つてゐるために、それで法が欲しいといふやうな考え方は、我が憲法の精神に反するからであります。最後に一般的に反対の理由として第四に、私も法廷において最近行はれる暴力を深く悲しむものであります。これは如何にしてとどめらるべきであるかといふことは実に重大な問題であつて、一片の法

律に基いてとどめることはできない。現に質疑応答の際にも明らかにされましたやうに、本法によつて暴力は決して停止されません。法廷における暴力は解決されることはできない。却つて本法の結果は、折角我々が建設しようとしてゐるところの民主主義的精神を、民主的な制度を、そして民主主義そのものを破壊するからであります。以上が一般的論議であります。

次に私の反対する第二の理由は、本法が、それ／＼の技術的な三点において憲法に違反しているからであります。我が憲法は、國民の自由が制限される場合には、三つの点についての保障を守るべきことを命じております。その第一は、眼前に明白に危険が存在するといふことであります。この点において本法が制定されなければならぬ、こゝういふ自由の制限がなされなければならぬといふ眼前にある明白な危険といふものは、第一には、極めて限られた少数の、即ちその数において、その性質においても、特殊な場合に起つてゐるものであつて、一般に起るものではない。第二に、その起つてゐるところの眼前の危険といふものは、裁判そのものによつて起つてゐるのではなくして、他の理由によつて起つてゐるものである。社会的な原因によつて起つてゐるものである。第三に、本法は、この眼前の明白な危険といふものが明らかにされないで、自由が制限せられる結果、裁判所において、裁判の最も最高の使命とすべき裁判官自体の理性、或いは神にも比すべき裁判官の苦悶といふものが、極めて安易な方向で解決されようとしてゐるからであります。技術的な点で第二に

反対しなければならぬところは、ライティリアが極めてあいまいであるといふことであります。従つて場合によつては、弁護士の弁護権が危くされる虞れがある。暴言といふことが、たとへ手段でありまして、暴言といふことがこゝうした問題の理由になるといふことは、その解釈が極めてあいまいになる。弁護士の正当なる弁護権の活用といふことについても、弁護権を尊重する限り、極めて広義に解釈せらるべきであります。本法のあいまいであるために、それが狭義に解釈される虞れが多分にあります。第三に、本法は、不当な処置を受けたと考える人が必ず救われなければならないといふ点の保障について、重大な濫用の本質的な虞れがあります。その第一は、告発者が即ち裁判者になるといふことであります。その第二の理由は、この法があいまいであるために、法的救済が十分たつことを得ないといふことであります。第三は、中立たつべき裁判官が中立性を失うといふことであります。なお先ほど吉田委員からも申されましたやうに、國民の自由の制限は、裁判によつてでなければならぬといふ憲法の命ずるところが、本法によつてなされるその手段は、憲法が我々に命じてゐる裁判といふものとは本質的にその性質を異にしてあります。以上がこの法律案に對する法的な、技術的な理由からする反対の理由であります。

最後に、本法に對する理由の中の第三点は、本法が制定せられます結果、どういふことが起るかといふことであるといふことが、質疑応答の際にも明らか

かにされました。裁判所において今日暴行をなす人は、初めから暴行をなして裁判所秩序の尊厳を傷つけようとする意図を持つているのだという想像は、ど悲しむべき想像はありません。日本国民はやはり最後に裁判所において救われたらと思つておればこそ、その裁判所において救われないのではないかかという不安の感情を持って、それを導いて裁判所の秩序を侮辱する方向にしているのは何人であるか。その責任はその人々に帰せらるべきであります。

以上のようにこの法案は効果なく、且つ又その結果、國民が裁判に對して抱いているところの民主的の絶大な希望、又そこには時に絶望をもまじえた希望という、民主主義的な國民の精神というものが破壊される結果、本法は第一層激烈にするでありましょう。本を一層激烈にするで法となる結果は、法が万一不幸にして法となる結果は、今後裁判所において、現在以上に激烈になるところの争いが起ることを深く悲しまざるを得ません。すでに我が法廷は武裝ええ始めております。武裝された法廷を見ることが、私にとつて悲しいことはありません。勿論その原因は本法のみにあるものではありませんが、併し本法はその原因を加へるものでありましょう。あらゆる党派を超へた正義以外に正義はありません。本法はそうした正義を壊そうとしているのであります。又本法は実に弁護權というものを壊そうとしています。これらの結果が現われて来るといふ、實に恐るべきものは、更に進んでは裁判官

管に關して、その裁判の動機或いは裁判所の判斷というものを恐るべき方向に導くのではないかと思います。その第一の点は、この告発者が同時に裁判官となることの端緒が現われて来るということとは、この裁判官自身が或いは裁判所自身が、その裁判をなすところの動機を誤つて行くところの実は恐るべき落穴がここに布かれて行くものと考えざるを得ません。裁判所が判斷を誤るのではないかということは、すでに先日東京地方裁判所が支關を閉して、そして縁故人のかたぐいをも裏口から入れるというようなことをなさつた、それが眼前明白の危険にしろなされたものではなかつたということによつて現われております。實際今日の社會的な進歩に対して、現在までの日本の社會的諸制度というものが、いろいろな点で立遅れていることから起つてゐる問題が多いのであります。本法が、防ごうとしてゐる問題も、そういう原因から來てゐる問題であります。従つて、本法のような一片の法律によつて、そういう問題を解決することはできなからい。私は常に思うのでありますが、又本法類似の法律案に關して出張調査を命ぜられました際にもつくづく感じたことでありましたが、日本は明治維新以來、法律を一つ作ればそれでどうにかかるといふ考えが非常に強いということとであります。國民はこのために非常に苦しんでおります。一片の法律を作ればいろ／＼なことを解決するといふ考えほど危険なことはない。その故に世界においては、いずれも成文法の以前には慣習法があり、慣習法の以前にはそうした事實がある。どうして我が國の裁判において、裁判所が侮辱され

ず、裁判所の秩序が維持されるような
そういう事実が打立てられ、そうした
慣習が打立てられ、そうした慣習法が
打立てられて然る後に成文法ができる
というように行かないのか、この点私
は実に悲しみに堪えない。それには時
間がかかります。併し時間がかかるか
らといって他に途はないのです。最後
に私の恐れることは、本法が実行され
る結果、その結果として裁判所から今
目でさえ日本の裁判所にはユーモアが
ありませんが、全くそのユーモアはい
よいよなくなつてしまふだろうと思つ
のであります。場合によつては激しい
言葉が使われて、併しそれがユーモア
によつて解決されるということが民主
的に極めて高い意義を持つことは、こ
に言うまでもありません。然るに本法
によつて激しい言葉が使われたのは、
ユーモアによつて救われないうで制裁
によつて全く救済の余地のないものに
されてしまふ。私は実にこれを悲しま
す。この結果は、本法が若し不幸にし
て成立いたします最後の結果は、或い
は日本における裁判の機能そのものが
麻痺するのではないかということであ
り、願わくは本法案審議の過程におい
てさまざまのかたから述べられました
ように、殊に最後に委員長が仰せられ
ましたように、殆んど実際に用いられ
ることがないということを願います。
併しこれは願ひにとどまるのでありま
す。

以上三点に基きまして私は本法律案
に全く反対するものであります。私の
反対は恐らくは根拠があると考えられ
ます。日本弁護士連合会は、この法律
案に対して理事会の決議を以て反対の
意向を表明せられております。その理

由は、そもそも、制裁の力を借りて裁判所の威信を保持しようというのは、往時の封建思想に根ざすものといふべきであつて、かかる時代精神に逆行した考え方自身を吾々はつよく排撃するものである。裁判所の威信は、飽くまで国民の裁判所に対する尊敬と信頼の上に打立てねばならぬ。尊敬と信頼のない処、如何に制裁を發動して見てもそれはただ更に激しい摩擦と混乱とを生ずるだけであつて、本法案の所期する円滑なる司法の運用のごときは到底期待すべくもないのである。」と言つておられます。私は、私の以上述べました三点並びに日本弁護士連合会の公式に表明せられた御意見、これらは本法案に対して反対すべき十分の理由であると考えます。

○吉田法晴君　私はこの法廷等の秩序維持に関する法律案、これが侮辱制裁法の構想からだん／＼御努力によつて緩和せられて參つた経緯は承知をいたしておりますが、その本質において破防法と通ずるものがあると考えるのであります。それはこの本質が法廷の檢察権に基き、その発動に関する規定であるという点でも同一性を持つておると思うのであります。なお又暴言、暴行、けん慥その他不穩当な言動をしたという第二条の根拠条文に見ても、そのあいまいさと申しますか、或いは概念の不正確さ等にも通ずるものがございます。破壊活動防止法を私もが審議をいたしました場合にも、或る法學者からこういふ意見を承つたのであります。そのことを午前の質問の際に私の考えとして述べて參つたのであります。私が、破壊活動防止法が制定されて動き出したならば、これは共產黨の本

体には適用せられないで、これによつて動かされる、或いは開闢にある國民が迷惑をして、そして破防法の適用を受けるだろう。若しこういう法律が運営されて参るならば、全国的にこの破防法の適用が行われるだろうが、それは裁判所に持つて行かれる、そして裁判所でいわれる法廷闘争ということになるならば、これは裁判所で問題が争われるということになる危険性がある。然るにこの法廷等の秩序維持に関する法律案は、そうして出て参りました。いよいよ法廷闘争に参りますものでもあります。そこで法廷に或いは傍聴として動員せられ、その他関心を持つ人々にこの法律が立向うことになるのであります。私は裁判所は眞に第三者性を持ち、そして憲法と法律とを守つて行くところ、裁判所の權威があると思ふのであります。裁判所の權威は、或いは力或いは制裁によつて維持されるのではなくして、その合憲性と合法性、合理性によつてのみ維持されると考へるのであります。このことが裁判所によつて努力が続けられることを信ずるのであります。或いは公安条例に關連いたしました、公安条例の違憲判決が行われ、或いはは戦力問題について最高裁判所が取上げられる、こういうところに裁判所に對する國民の期待がかけられ、或いは残されて行くゆゑんだと思ふのであります。若し政治の問題を、或いはそして現在破防法等の他行政權の權限の擴大、或いはこれは立法權、司法權に對しても優位を主張しようと思つておるときに、行政の意思、或いは動向如何にかかわらず裁判所が憲法と法律とを守つて行くであろうことが、裁

判所の秩序、權威を維持せられるゆゑに思ふのであります。そういう意味において破防法の場合にも、思想には思想を以て對抗せられるべきであつて、決して力或いは抑圧を以て對抗せられるべきではなからうと主張して参つた点であります。従来の事件に鑑みまして、裁判所としてややそれにとらわれ過ぎたと思ひますか、或いは神経過敏になられたという点も全く否定し去るわけにいかんのではないかと考へるのであります。私は裁判所がなほ希望し、午前中質問を申し上げましたけれども、裁判所が政治闘争の場になつてはならない、政治的な当事者にならなければならないのであります。その点は、先ほど最高裁判所のほうから、もうこの法律の適用は最後であるというお話がございましたけれども、併し又裁判所のほうからでありましたか、もう刃の剣であるというお話もございました。若しこの法律がしばしば使用され、そして或いは拘束、監置が行われますならば、その意図如何にかかわらず、政治闘争の渦中に飛び込まれて、第三者性が失われる結果を来すというのを心配するのであります。

なほ現在の傾向として、行政権の優位或いは逆コースを辿らうとする動向に關連して、この法律が裁判所構成法から裁判所法になりましたこの種の問題に關連をいたしましたも、制度を新たにして民主主義に徹底した点は、私どもこの法律制定の際に考へなければならぬと思ふので、若し法体系が退却をいたしますならば、これは由々しき問題であると思ふのであります。この法律は拘束或いは監置という制度ではありますけれども、民主主義的な原則に對しましては後退を示すのではないかと。そのことが先ほど危惧を申述べましたけれども、或いは他の警察法にこれらの制度或いはこれらの思想が移されるということに相成りますならば、私は危険の上でもないと思ふのであります。裁判所においてはその意図はない、立法者においてはその意図はないというものでありますけれども、現状は必ずしもそうなつておらん点に私どもの憂慮があるわけでもあります。そこで私もいたしまして、この法律に反對をいたしましたのであります。従来この法成立に至りますまでの衆議院或いは参議院における努力を考え、そしてなお現在裁判所においては、私どもの期待いたします第三者性、或いは憲法を守り、民主主義を守らうとする意図は、これは行政権におけるよりも更に強いことを信ずるのであります。この法律によつて事態に對処することは困難である。或いは若しこの法律がしばしば使われて参りますならば、先ほど申しましたような政治の渦中に飛込む危険性はございまして明言せられましたような、或いは法廷外に退席をさせる、或いはその他合憲性、合法性、合理性を以て法廷の秩序を維持するという態度と信念とがあることを信願し、そしてこの何らかの処置によつてこの事態を切掛け、法廷の秩序を維持したいというその窮状については御同情を申上げて、そしてそのことが合憲性、合法性、合理性によつて法廷の秩序が維持せられ、この

法律を必要とせざるに至るよう裁判所自身が御努力を願うこと、これを信願し、この法律案に賛成をいたしましたと思ふのであります。どうかこの法律の運用が、この法律の運命をきめますだけに、先般来表明されました裁判所の決意が、或いは運用についての委員長から委員会を代表して申述べられました方針が十分実行せられまして、この法律の運用のみならず、この法律が廃止できるように御努力下さることを切にお願いをいたしまして賛成の討論を打切る次第であります。

○中山福藏君 私は緑風会を代表しまして賛成の意を表したいと思ひます。私はさつぱらんに一つ賛成の討論をやつてみたいと思ふのであります。人間というものはこの体内を顕微鏡で覗つて見ますという、何億何十億という微菌があるのであります。従つてこれを医学上、生理学上から研究しますという、その一つの微菌に地え得ないならば肉體というものは滅びて行くのである。併しながらその微菌に對峙して来るそのものは肉體の抵抗業であります。社会も又同一の原理に基いて発展して来たものであります。あらゆる社会悪に對して、その社会悪に對峙して宗教、法律、道徳が発展して参つて、そこにバランスがとれて中心が出て来て、初めて社会の基本秩序というものは維持して行くことができる。而して時はまさに日本にとつては歴史を讀む時代ではないのです。歴史を作る時代が来ておるのです。一木一草を手にとつても万善の雪に優るといふ哲理を持つ心の光がなくなつてやならぬと思ふので、これが日本人に与えられた現代の私は使命であると

考えております。御承知の通り、ソ連はスターリンを中心としてバランスを保つて行つて、遠心力、求心力によつて保つておるのであります。而して社会の秩序はスターリンを中心としてバランスがとられてゐる。丁度先ほどの人間の肉體と同じわけなんです。アメリカにおいてもトルーマンを中心として遠心力、求心力によつてバランスがとられてゐる。法律、道徳、宗教というものは社会悪に對抗し、でさう上つてゐるのであります。而して今日の日本の法廷におけるところの新しい法廷闘争という現象に對しては、これ又抵抗業というものがでなければならぬ。私はすべてを賣いてゐる真理というものはただ一つと考へております。ただ一つ、その真理の貫いているその方針に基いて打立てられた精神のみは、すべてのバランスをとるこのゆゑにこそこころいうふうな時代においては、こころいうふうな新らしい時代においては、法廷の秩序を保つ上におきましてこころいう法律が當然必要である。これだけ言へば私の考へております、胸に抱いております事柄は、十分皆さん方に御納得が行くと考へます。これゆゑに私は本案に賛成の意を表するものであります。

○理事(伊藤修君) 他に御意見がなければ、これを以て討論を終結することにして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(伊藤修君) それでは討論を終結いたしましたので、採決に入りたいと存じます。衆議院送付の原案を全部問題に供します。原案全部に御賛成のかた

の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕 多数と認めます。

○理事(伊藤修君) 多教と認めます。よつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容については、あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。御賛成のかたの御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

岡部 常 左藤 義詮
中山 福藏 内村 清次
玉柳 實 長谷山 行藏
吉田 法晴

○理事(伊藤修君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(伊藤修君) 速記を始めて。それでは散會いたします。

午後五時十五分散會

昭和二十七年十月六日印刷

昭和二十七年十月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局